

# 島本町下水道事業 経営戦略

島本町  
令和8年3月改定

# 目次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1.	経営戦略策定の趣旨と位置付け .....	1
2.	計画期間 .....	2
<b>第2章</b>	<b>下水道事業の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1.	下水道整備の状況 .....	3
2.	維持管理の状況 .....	8
3.	老朽化対策及び地震対策の状況 .....	9
4.	浸水対策の状況 .....	11
5.	経営の状況 .....	14
6.	他団体と比較した経営状況（経営比較分析表） .....	18
7.	組織の状況 .....	24
<b>第3章</b>	<b>経営の基本方針と経営健全化の取組</b> .....	<b>25</b>
1.	経営の基本方針 .....	25
2.	経営健全化の取組 .....	26
<b>第4章</b>	<b>経営目標</b> .....	<b>30</b>
<b>第5章</b>	<b>投資・財政計画</b> .....	<b>31</b>
1.	前回計画と実績の比較 .....	31
2.	投資計画 .....	34
3.	財政計画 .....	37
4.	投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーション .....	39
<b>第6章</b>	<b>経営戦略の事後検証・更新等</b> .....	<b>46</b>
<b>参考資料（用語集）</b>	.....	<b>49</b>

# 第1章 はじめに

## 1. 経営戦略策定の趣旨と位置付け

---

### (1) 経営戦略策定の趣旨

下水道は、住民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことができない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

本町の公共下水道事業は、昭和49(1974)年に事業着手し、平成2(1990)年4月に供用開始しています。

汚水整備では、下水道普及率は令和6(2024)年度末で96.9%となっており、未普及地区の早期解消が課題となっています。また、供用開始後から36年余りが経過し、一部の管渠では破損箇所が見受けられたなど、老朽化対策が必要となってきました。

雨水整備では、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線が供用開始されて以降、町域内における接続点整備は完了し、今後は、計画的な公共下水道雨水幹線の整備が必要となっています。また、平成元(1989)年に完成した山崎ポンプ場については、老朽化した施設の更新が課題となっています。

一方、人口減少等を背景とした下水道使用料収入の将来的な減少を見据えた経営基盤の強化、近い将来発生するであろうと予測される南海トラフ地震等の災害を想定した危機管理体制の確立等、新しい課題が山積しています。

この中で、平成31(2019)年4月に下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、事務の効率化や人員配置の適正化を進めながら経営の効率化を図っていますが、将来的には老朽化した管渠の更新や山崎ポンプ場の施設の更新等のために多額の費用を要することが想定され、今後の財政運営は一段と厳しくなっていくことが見込まれています。

下水道施設の老朽化対策等の諸課題に適切に対応し、下水道が有する機能を災害時等においても維持するためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直し等、経営基盤強化のための取組を一層推進する必要があります。

また、投資費用の合理化を踏まえ「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要と考えられます。

これら下水道を取り巻く状況及び課題に的確に対応し、安定した下水道サービスを継続して提供するため、「島本町下水道事業経営戦略」を策定するものです。

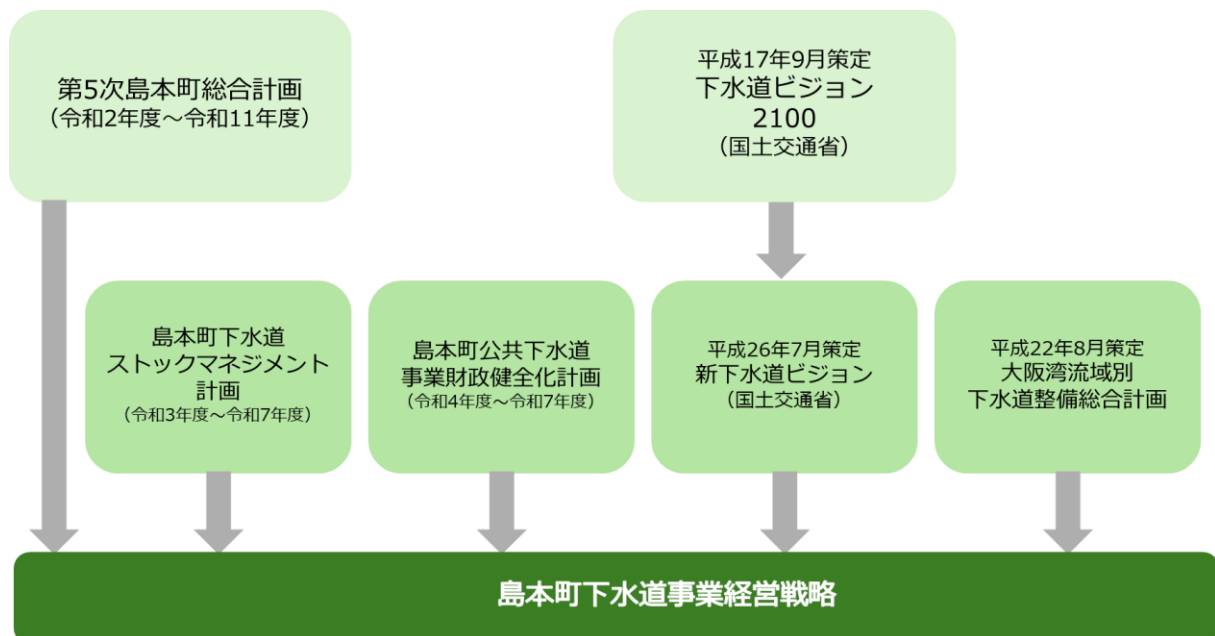
経営戦略では、総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」において、「経営戦略は策定して終わりではなく、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年毎に改定していく必要がある。」としています。このため、過去5年間（2020（令和2）

年度～2024（令和 6）年度）の本計画における各目標の達成度の検証及び評価を基に、今後の施策や投資・財政計画を見直し、より質の高い「経営戦略」となるよう、今回「島本町下水道事業経営戦略」を改定するものとします。

## （2）経営戦略の位置付け

「島本町下水道事業経営戦略」は、本町の公共下水道事業における中長期的な経営の基本計画となるものです。計画期間における経営目標の設定と目標達成のための施策、必要な投資目標の設定と収支計画を策定するとともに、将来を見据えた経費負担のあり方についての方向性を示しています。本経営戦略を適切に進行管理し、適宜見直しを行いながら、計画的・合理的な公共事業の運営を進めていきます。

図表 1 - 1 経営戦略の位置付け



## 2. 計画期間

「下水道事業経営戦略」の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

## 第2章 下水道事業の現状と課題

### 1. 下水道整備の状況

#### (1) 下水道計画区域と人口普及率

本町の下水道は、大阪府の流域下水道を上位にもつ流域関連公共下水道であるため、本町が直接管理する下水処理場はありません。

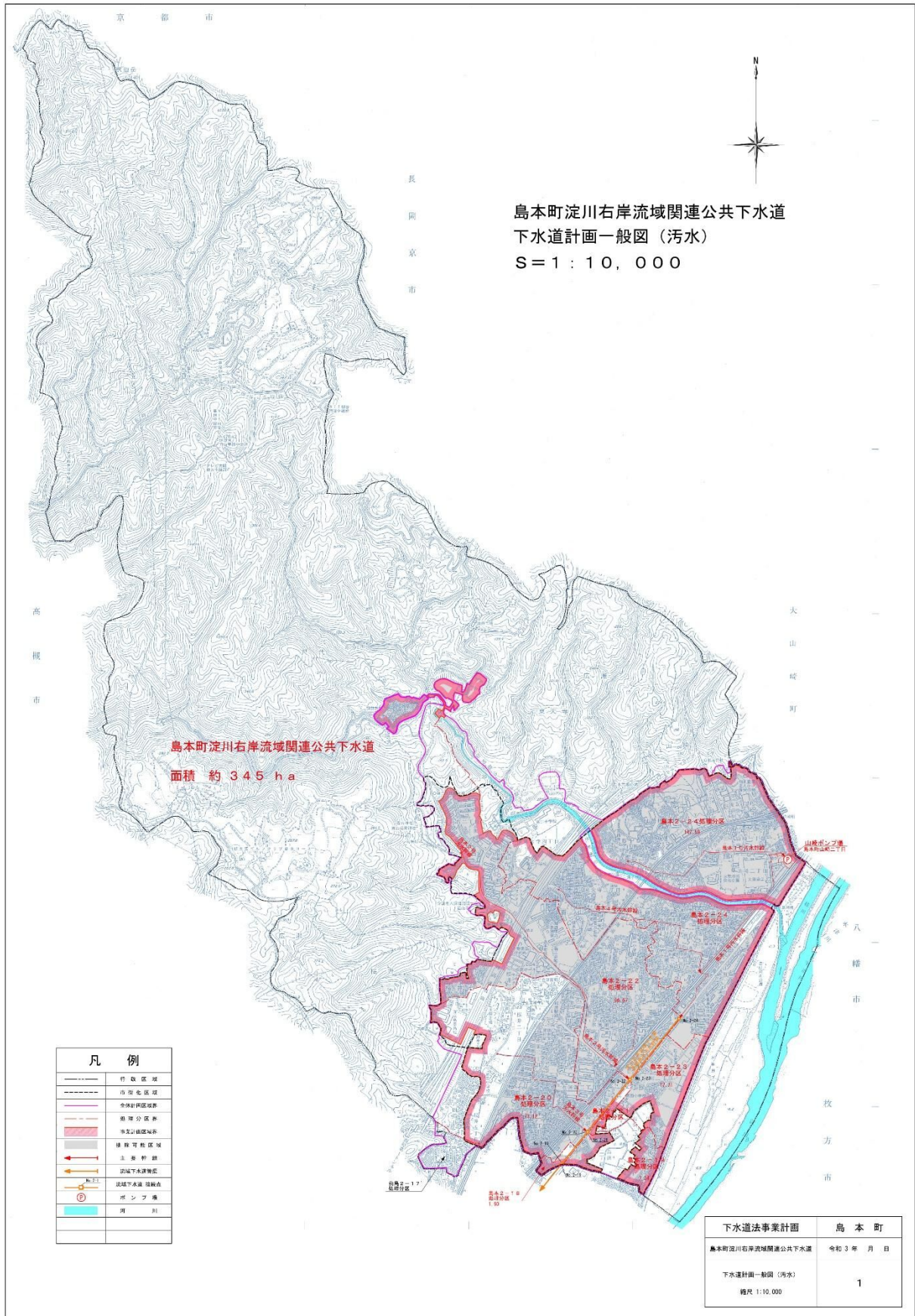
現在、汚水処理については、淀川右岸流域下水道（高槻処理区）へ接続し、高槻水みらいセンターで処理を行っています。また、雨水排水については、水無瀬川右岸地区については、淀川右岸流域下水道（前島排水区）へ接続し、前島ポンプ場から淀川へ放流しており、水無瀬川左岸地区については、本町が単独公共下水道として直接管理する山崎ポンプ場に集めて桂川へ放流しています。

令和6（2024）年度末の下水道普及率は96.9%となっており、残り3.1%の整備に引き続き取り組んでいます。

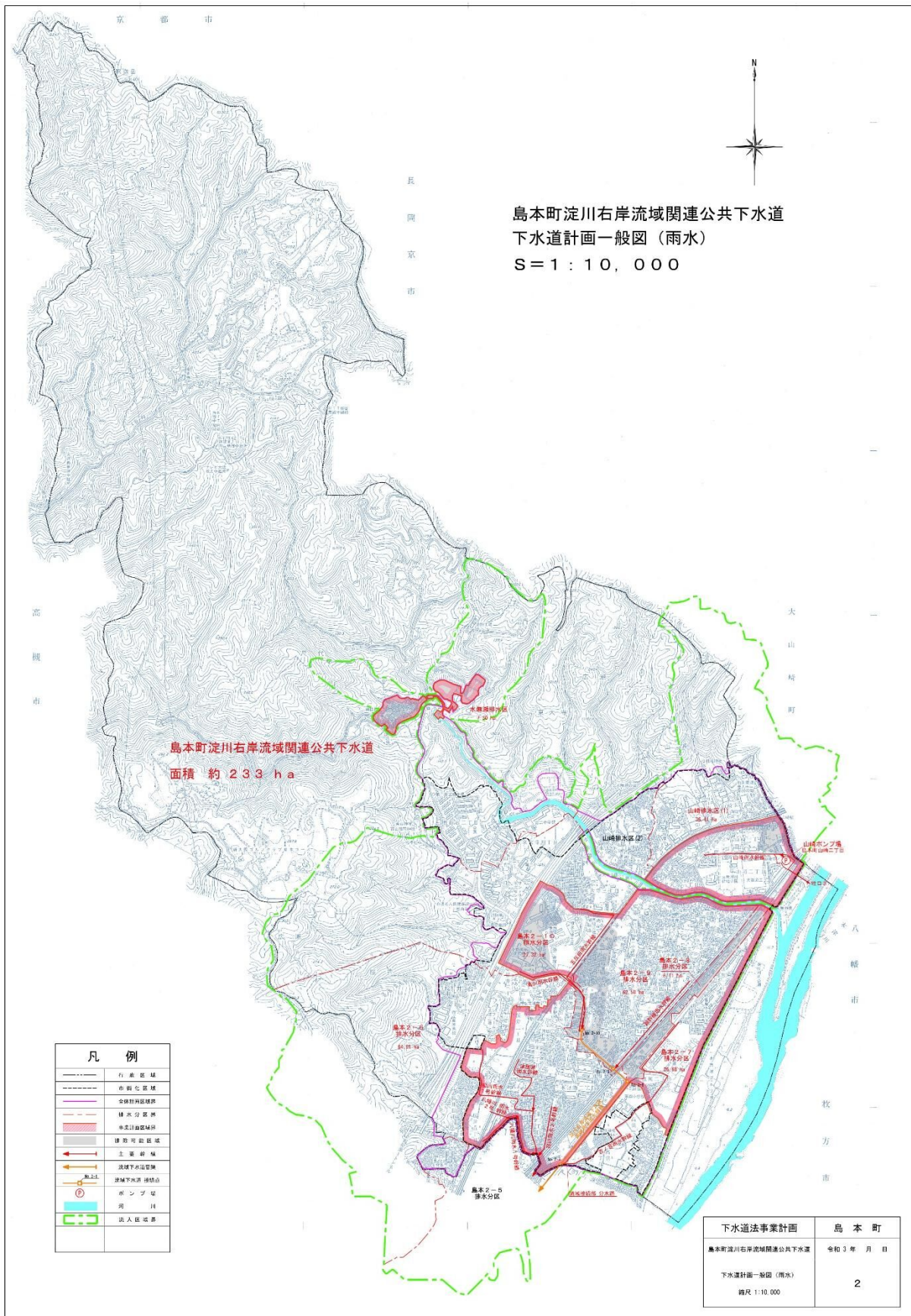
図表2-1 公共下水道事業の計画概要

淀川右岸流域関連公共下水道			
汚水		高槻処理区	
雨水		前島排水区	
全体計画	計画区域	汚水	407.84 h a
		雨水	407.84 h a
	計画人口		24,380 人
処理方式		分流式	
供用開始年月		公共下水道	平成2（1990）年4月
		特定環境保全公共下水道	平成6（1994）年4月
事業計画	計画区域	汚水	345.02 h a
		雨水	233.33 h a
	計画人口		20,766 人
計画目標年月日		令和8（2026）年3月31日	
令和6年度末	認可区域内人口		31,483 人
	処理区域内人口		31,316 人
	水洗化人口		30,852 人

図表 2 - 2 公共下水道計画図 (汚水)



図表 2 - 3 公共下水道計画図（雨水）



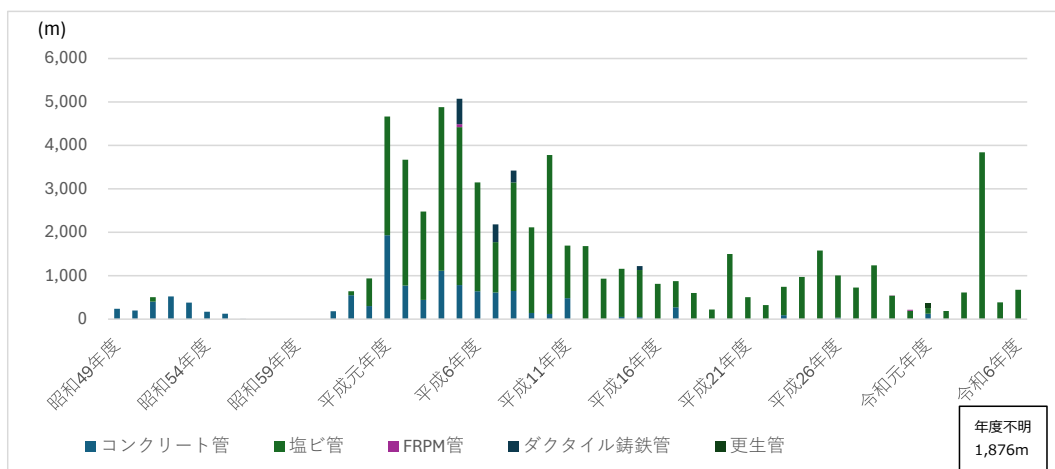
## (2) 下水道施設

### ① 管渠

公共下水道の管渠は、昭和 49(1974)年の建設着手以降、令和 6(2024)年度末で総延長は約 66 km、管径は 50mmから 900mmとなっています。

平成元(1989)年度から平成 10(1998)年度に布設した管渠が全体の半数以上を占めています。現在、布設後 50 年を経過した管渠は全体の約 0.3%であり、令和 17(2035)年度には約 3%の管渠が、布設後 50 年を経過していく状況にあります。

図表 2 - 4 布設年度別延長



図表 2 - 5 汚水管渠の整備現場写真



## ② ポンプ場

ポンプ場については、地形上の理由により水無瀬川左岸地区に山崎ポンプ場があります。

本ポンプ場は、汚水を水無瀬川右岸地区へ圧送するとともに、雨水を桂川へ放流しています。山崎ポンプ場については、機械・電気設備の経年劣化による老朽化が顕著であることから、修繕・改築工事に取り組んでいます。

図表 2 - 6 山崎ポンプ場の概要

施設名称	山崎ポンプ場
住所	島本町山崎二丁目 2 番 16 号
敷地面積	5,800 m <sup>2</sup> (事業計画値)
計画処理面積	74.5 h a
揚水量	晴天時 : 11.8 m <sup>3</sup> /分
	雨天時 : 648 m <sup>3</sup> /分
放流先	一級河川 桂川
供用開始年月	雨水 : 平成元 (1989) 年 4 月
	汚水 : 平成 9 (1997) 年 3 月



(写真 : 山崎ポンプ場)

## 2. 維持管理の状況

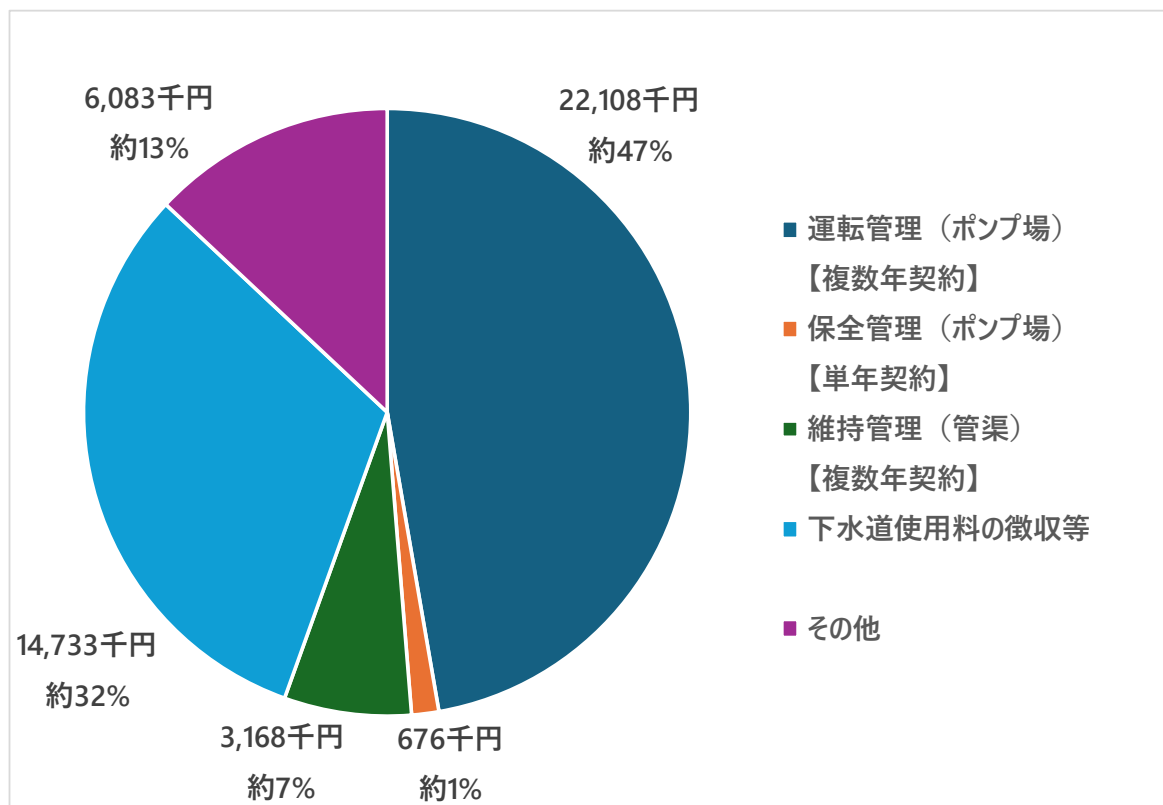
維持管理業務として、主にポンプ場の運転管理や保安全管理、管渠の維持管理等を実施しています。令和6(2024)年度に外部委託した業務は、ポンプ場の運転管理に関する業務が委託料総額の約47%を占めて最も多く、次いで、下水道使用料の徴収等(約32%)、管渠の維持管理(約7%)、ポンプ場の保安全管理(約1%)などとなります。

ポンプ場の運転管理業務やマンホールポンプの保安全管理業務等、複数年契約(3箇年)としており、経費の縮減に努めています。

図表2-7 主な委託業務内容

業務分類	業務内容(主なもの)	備考
運転管理(ポンプ場)	雨水ポンプ設備・汚水ポンプ設備の運転管理	
保安全管理(ポンプ場)	機械電気設備の定期点検	
維持管理(管渠)	マンホールポンプの保守点検	
下水道使用料の徴収等	下水道使用料の調定、徴収	水道事業へ委託

図表2-8 業務分類別の外部委託の状況(令和6(2024)年度)



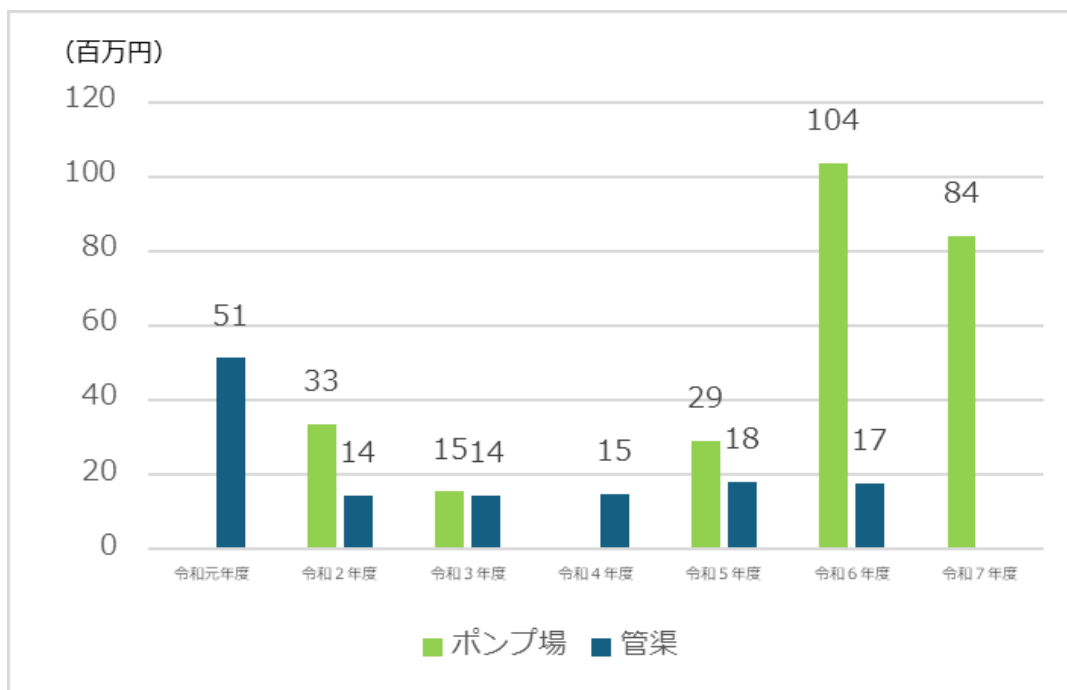
### 3. 老朽化対策及び地震対策の状況

老朽化対策について、平成 31(2019)年 3 月策定の下水道施設全体を一体的にとらえた「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、より効率的な対策を進めます。なお、この「下水道ストックマネジメント計画」は 5 年毎に計画の見直しを進めます。

地震対策について、平成 22 (2010) 年度に主要な管渠の耐震診断を行い、耐震性を満たしていることを確認しています。一方、ポンプ場においては、山崎ポンプ場の長寿命化を含めた修繕や改築を進めており、また、地震等の自然災害が発生した際、災害前と同様に事業を継続するため、平成 27(2015)年度に減災対策に有効である「業務継続計画（簡易版）」を策定しました。

今後は、南海トラフ地震等、大規模地震の発生も予想されていることから、「業務継続計画」を作成し、減災に努めます。また、災害時に使用できるマンホールトイレについても、令和 6 (2024) 年度末時点で町立の小・中学校の敷地内に 22 基設置しており、今後も汚水整備に併せて設置を進めていきます。

図表 2 - 9 老朽化対策の実施状況（管渠・ポンプ場）



図表 2 - 1 0 災害時に使用するマンホールトイレの実際の設置状況



図表 2 - 1 1 管更生後の管渠内部写真



## 4. 浸水対策の状況

---

### (1) 雨水管渠の整備

現在、平成 24(2012)年 8 月の集中豪雨により浸水被害が発生した地域を優先して、雨水幹線整備を進めています。なお、本町が目標とする 10 年に 1 度の確率で発生すると予測される、1 時間当たり 48.4mm の降雨(10 年確率降雨)への対応を想定した雨水整備率は、令和 6(2024)年度末時点で 27.2%となっています。

図表 2 - 1 2 雨水幹線の新設管渠内部写真



### (2) 内水ハザードマップの公表

ソフト対策の一環として、本町の既往最大降雨(平成 24(2012)年 8 月 14 日時間雨量 111mm)と同様の雨が降った場合の浸水を想定した内水ハザードマップを令和 3(2021)年度に作成し、町ホームページで公表するとともに、全戸配布をしています。

### (3) 雨水出水浸水想定区域図の公表

ソフト対策の一環として、本町の既往最大降雨(平成 24(2012)年 8 月 14 日時間雨量 111mm) を基に、これを引き伸ばした降雨(時間雨量 147mm) を想定最大規模降雨とした、雨水出水浸水想定区域図を令和 6(2024)年度に作成し、町ホームページで公表しています。

図表 2 - 1 3 内水ハザードマップ

島本町  
SHIMAMOTO TOWN

# 内水ハザードマップ

令和4年3月発行

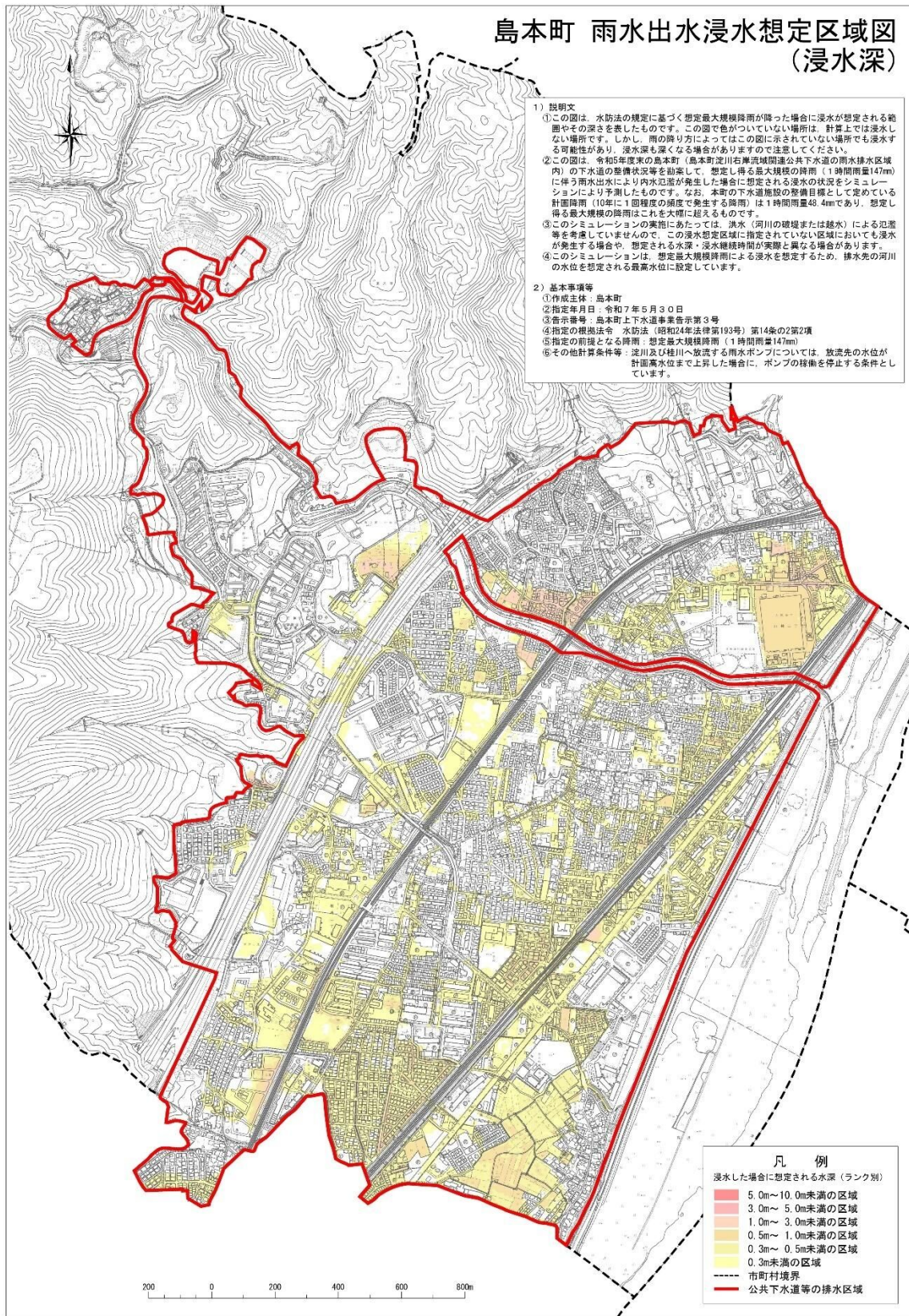
情報面

- ◆内水ハザードマップで扱う浸水想定区域図は、島本町の既往最大降雨(平成24年8月14日 時間雨量 111mm)と同様の雨が降った場合の浸水を想定しています。
- ◆浸水想定は、内水氾濫を想定したものであり、令和3年6月時点の下水道施設の雨水排水能力を評価した結果を示しています。平成24年8月14日以降に雨水幹線への接続や雨水管きよの整備を実施したことにより、浸水被害想定区域が小さくなっている区域があります。
- ◆雨の降り方や河川の水位状況などにより、地図に着色していない場所においても浸水が生じる場合や、浸水の深さが異なる可能性がありますので、ご注意ください。
- ◆島本町内は、水防法第14条の2雨水出水浸水想定区域が未指定のため、水防法に基づくものではありません。

島本町 上下水道部  
〒618-0011  
三島郡島本町広瀬三丁目11番24号  
TEL 075-962-2862  
FAX 075-962-6307

島本町マスクキャラクター  
みづまろくん

図表 2 - 1 4 雨水出水浸水想定区域図 (浸水深)



## 5. 経営の状況

### (1) 下水道使用料の状況

下水道使用料は、基本使用料と、排水量区分ごとに単価を定めている従量使用料（累進制）との合計に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた金額を徴収しており、令和6（2024）年度では、一般用で1か月20m<sup>3</sup>使用した場合は、2,024円となっています。

水洗化人口においては、平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの過去10年間で2,200人程度増加しており、年間有収水量においては、令和3(2021)年度の約374万m<sup>3</sup>をピークにその後は350万m<sup>3</sup>以上を推移しています。

このような中、下水道使用料については、平成22(2010)年12月に平均改定率約16.7%の引き上げを行っていますが、年間有収水量に連動して、令和3(2021)年度の510百万円をピークにその後は約500百万円付近で推移しています。

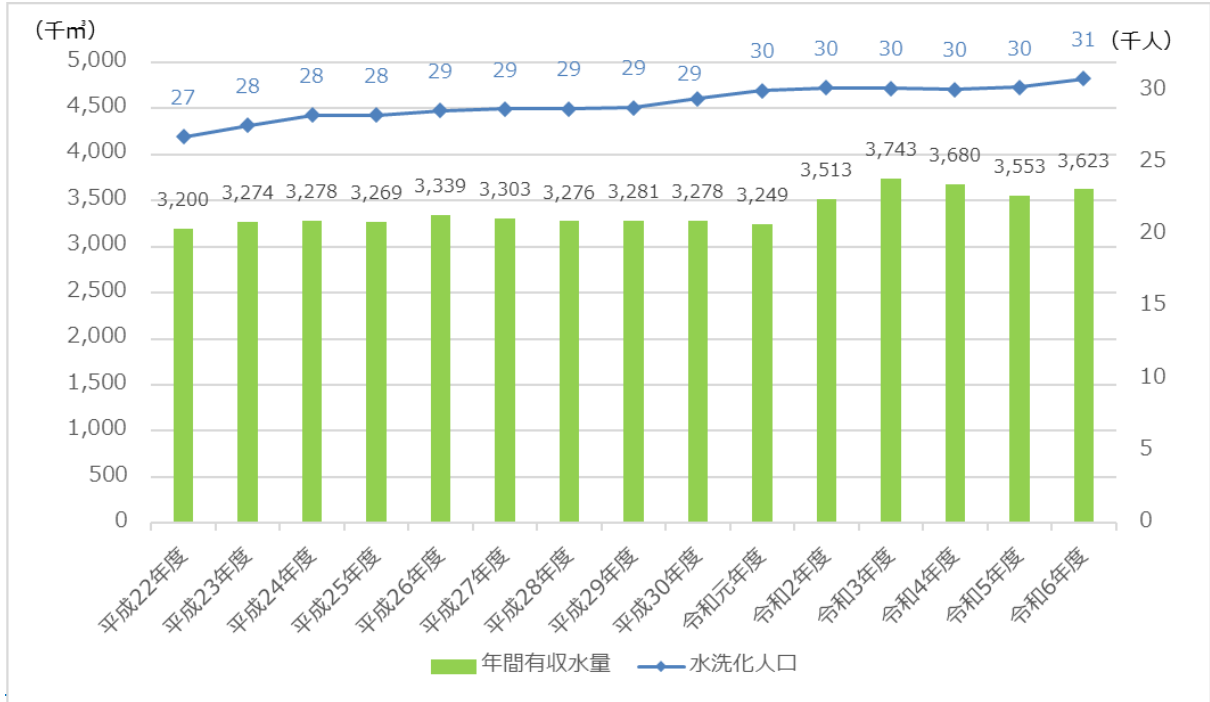
図表2-15 下水道使用料体系

用途	基本料金	従量料金	
	金額（円）	水量（m <sup>3</sup> ）	1m <sup>3</sup> あたり単価（円）
一般用	8m <sup>3</sup> 以下 520	9~30	110
		31~50	130
		51~100	150
		101~300	180
		301m <sup>3</sup> 以上	200
公衆浴場用	1m <sup>3</sup> につき 20円		

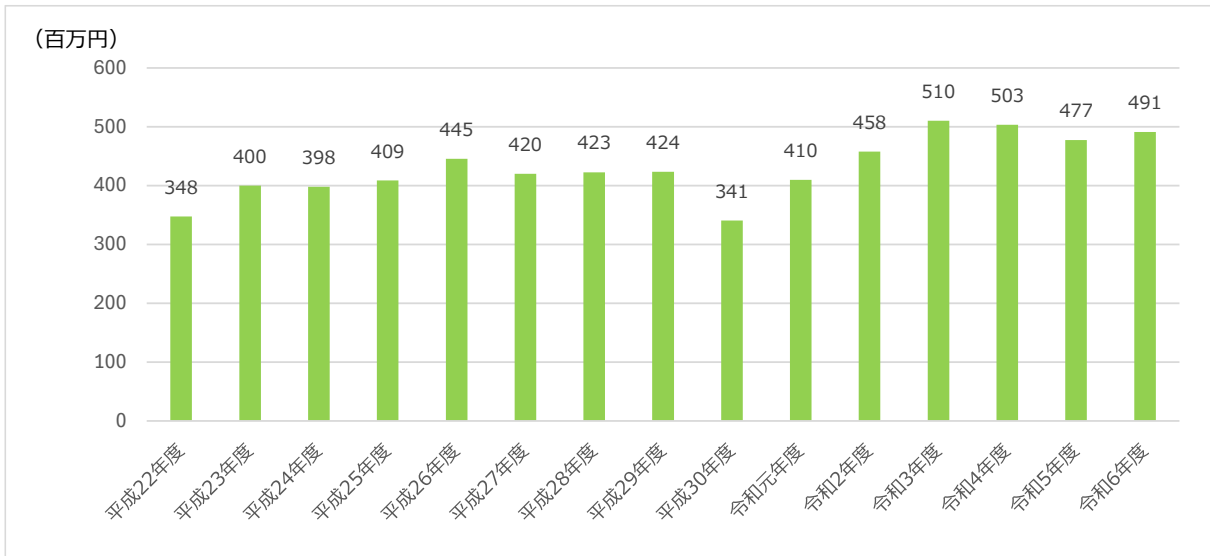
※ 上記金額には消費税等は含まれていません。

※ 公衆浴場用とは、公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場から排出される汚水が該当します。

図表 2 - 1 6 水洗化人口及び年間有収水量の推移



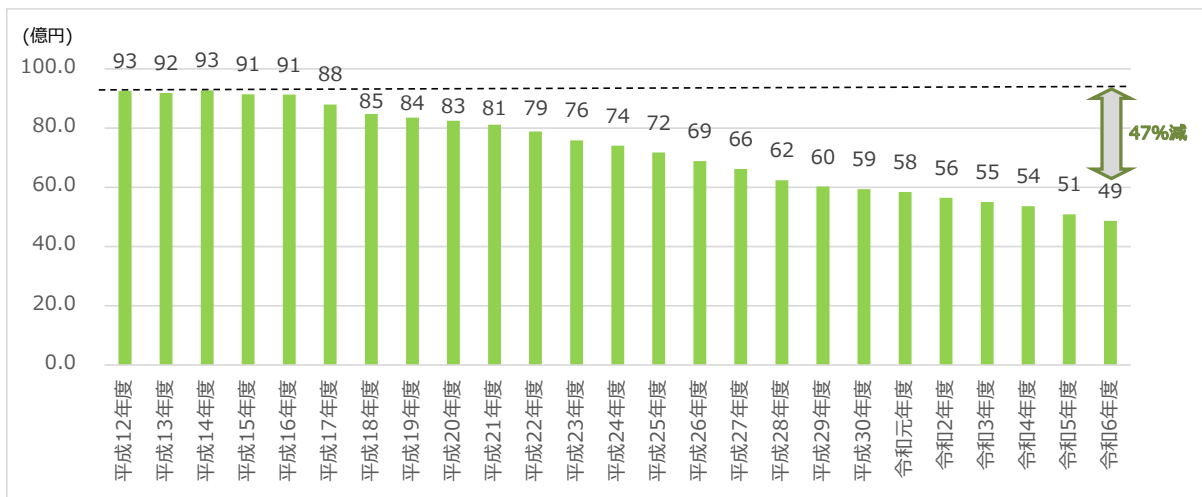
図表 2 - 1 7 下水道使用料の推移



## (2) 企業債

企業債残高は、令和6(2024)年度末で約49億円となっています。最も企業債残高が大きかった平成14(2002)年度末と比較すると、約47%減少しています。

図表2-18 企業債残高の推移

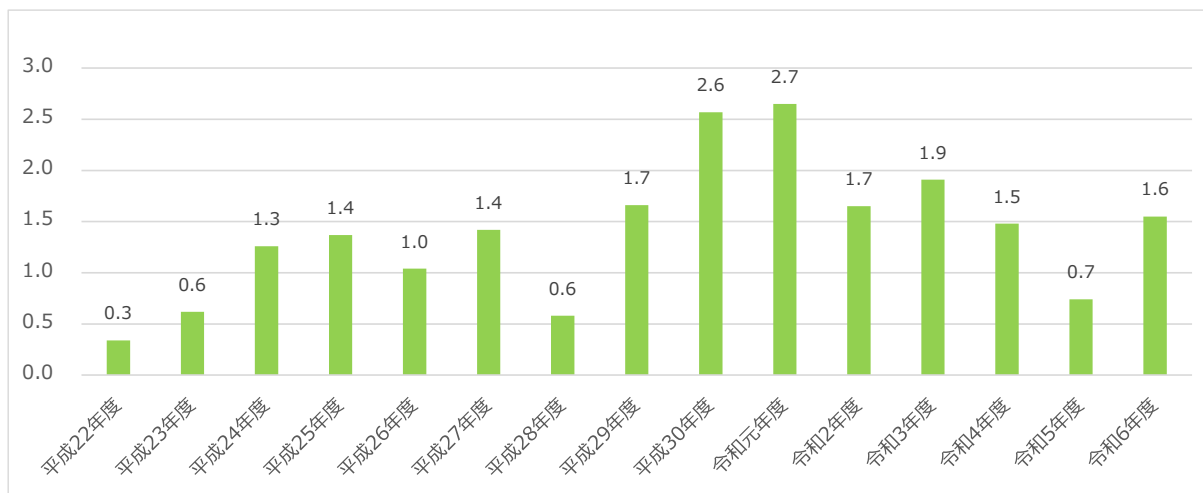


## (3) 国庫補助金

国庫補助金は、各年度の建設改良費によって増減しますが、平成12(2000)年度から令和6(2024)年度で、平均1.0億円程度を受領しています。

ただし、今後下水道施設の改築に対して国庫補助金の削減の可能性が懸念されています。また、令和2年度以降については、公営企業会計の導入済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを作成し、国土交通省に提出することが求められています。

図表2-19 国庫補助金の推移



## (4) 一般会計繰入金

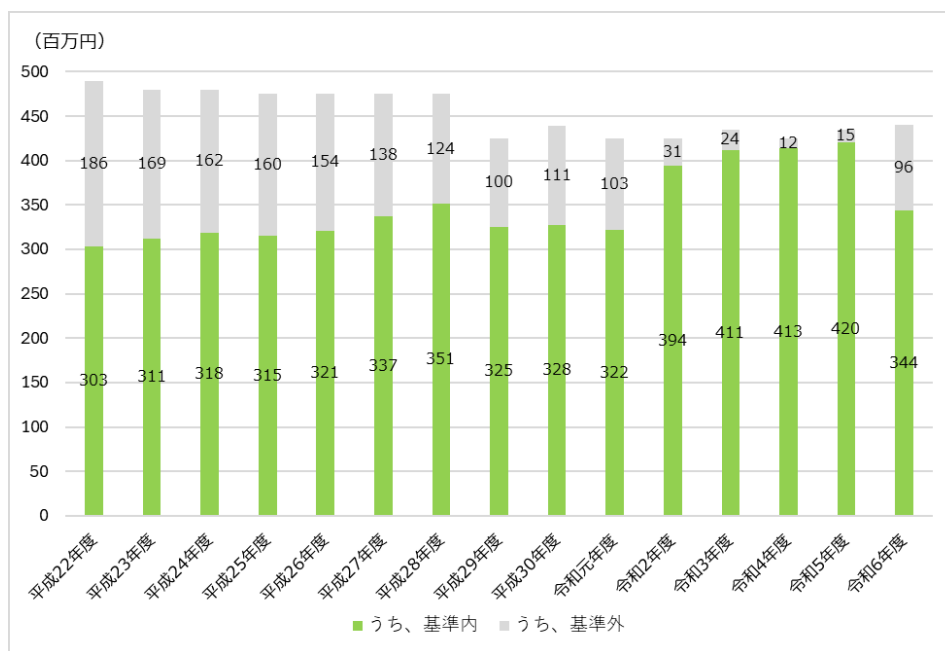
一般会計繰入金は、一般会計から下水道事業会計へ繰り出されるものであり、総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準（繰出基準）に基づく繰入金（基準内繰入金）と、その基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）があります。

本町においては、下水道が整備途上であり、使用料収入で必要な経費（企業債の償還）を賄いきれないことから、基準外繰入金を計上しています。

なお、「第五次下水道財政研究会報告」において、都市計画税は、都市計画事業の特定財源であるので、その積極的な採用を図るとともに、他の都市計画事業との均衡を考慮しつつ、都市計画事業として行われる下水道事業の整備に関し、公費負担部分の財源として積極的に活用すべきことが示されています。本町は、都市計画事業の一環として、公共下水道の整備を重点的に進めており、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して都市計画税を課税していますが、市街化調整区域内にあっても、下水道計画に支障がなく、かつ、一定の要件を満たす場合については、公共下水道の流入を認めており、税の公平性の観点から、地元の利益となる都市計画事業としての公共下水道の使用を開始している区域を都市計画税の課税区域とし、その財源を繰入金として活用しています。

しかしながら、本町の下水道事業は令和元(2019)年4月より地方公営企業法を適用しています。地方公営企業は独立採算制の観点から、本来下水道使用料収入で賄うべき経費を一般会計繰入金で補てんするのは望ましくなく、今後は基準外繰入金を抑制していく必要があります。なお、令和6(2024)年度までの一般会計繰入金総額は、各年度とも約4億円～5億円の間で推移しています。

図表2-20 一般会計繰入金の推移



## 6. 他団体と比較した経営状況（経営比較分析表）

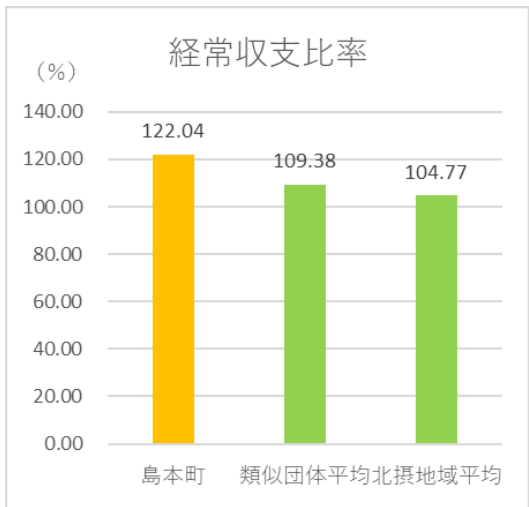
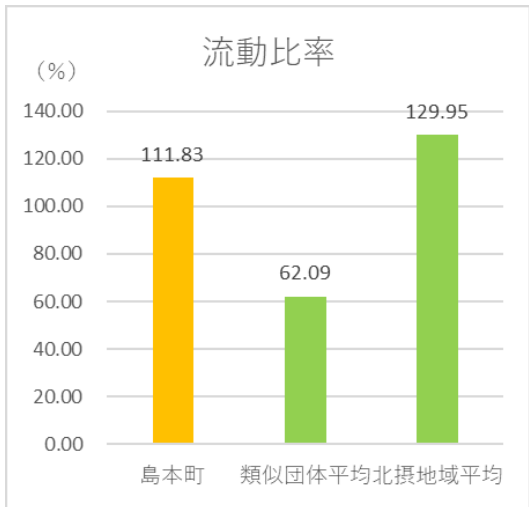
### （1）経営指標による現状分析

経営の健全性を表す指標である「経常収支比率」・「流動比率」・「企業債残高対事業規模比率」、経営の効率性を表す指標である「経費回収率」・「汚水処理原価」、施設設備の老朽化を表す指標である「有形固定資産減価償却率」・「管渠改善率」を用いて、本町の下水道事業の経営状況を、処理区域内人口の類似団体（24 団体）平均値及び大阪北摂地域（法適用 7 団体）平均値と比較し分析しました。なお、比較に際し、本町以外の数値は、令和 5(2023)年度の決算統計を使用しています。

図表 2 - 2 1 経営指標の比較

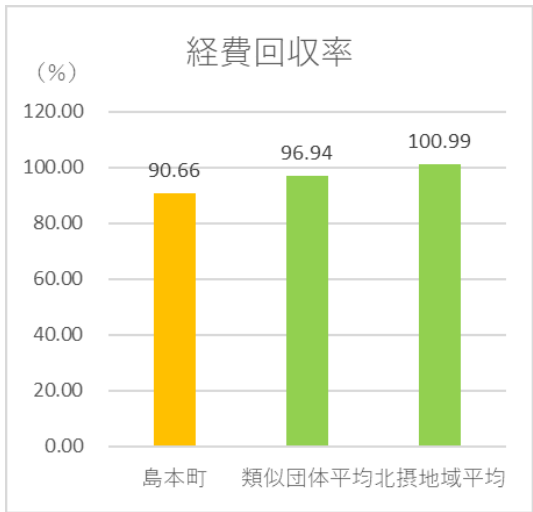

指標名		単位	望ましい方向性	島本町 令和 6 年度 (2024 年度)	類似団体平均 令和 5 年度 (2023 年度)	北摂地域平均 令和 5 年度 (2023 年度)
経営の健全性	経常収支比率	%	↑	122.0	109.4	104.8
	流動比率	%	↑	111.8	62.1	130.0
	企業債残高対事業規模比率	%	↓	622.3	725.2	343.2
経営の効率性	経費回収率	%	↑	90.7	96.9	101.0
	汚水処理原価	円/ m <sup>3</sup>	↓	136.0	130.1	106.4
	水洗化率	%	↑	98.5	96.3	99.2
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	%	↓	17.8	24.7	38.2
	管渠改善率	%	↑	0.00	1.49	0.24

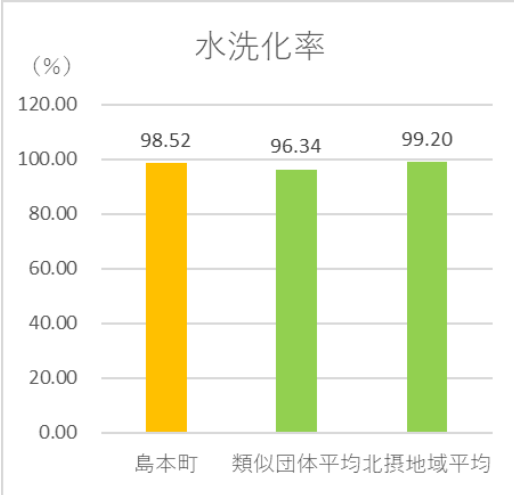
図表 2-2-2 経営の健全性を表す指標

指標名と他団体比較	 <p>経常収支比率</p>	 <p>流動比率</p>
説明	<p>経常収支比率は、下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益によって維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値が100%以上であると単年度収支が黒字であることを示し、数値が100%未満であると単年度収支が赤字であることを示します。</p>	<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。 一般的には、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが望まれます。</p>
算式	$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$
分析	<p>類似団体平均および北摂地域平均と比較して高い（良い）水準にあります。 当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示すもので、100%以上となっていることが必要です。 本町の下水道事業は現時点で100%以上となり、北摂地域平均及び類似団体平均を上回っていますが、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点からのさらなる分析の余地があると考えられます。</p>	<p>類似団体平均より高い水準ですが、北摂地域平均と比較して低い（悪い）水準にあります。 本町の下水道事業は、100%以上となっており、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債も含まれています。 そのため短期的な支払能力は問題ありませんが、今後は、これらの財源により整備された施設について、将来、十分な使用料収入等を償還・返済に充てていけるよう、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指標名と他団体比較</p>	<p style="text-align: center;">企業債残高対事業規模比率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>比較対象</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島本町</td> <td>622.25</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>725.18</td> </tr> <tr> <td>北摂地域平均</td> <td>343.22</td> </tr> </tbody> </table>	比較対象	比率 (%)	島本町	622.25	類似団体平均	725.18	北摂地域平均	343.22
比較対象	比率 (%)								
島本町	622.25								
類似団体平均	725.18								
北摂地域平均	343.22								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">説明</p>	<p>下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示しています。</p>								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">算式</p>	$\frac{(\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額})}{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金})} \times 100$								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">分析</p>	<p>当該指標については、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体比較により、本町の投資規模は適切か、下水道使用料の水準は適切か、必要な更新投資を行うにあたり事業規模と比して企業債残高が過度に高額となってしまうような状況にないかといった観点からのさらなる分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>								

図表 2 - 2 3 経営の効率性を表す指標

指標名と他団体比較	 <p>経費回収率</p> <p>(%)</p> <p>120.00 100.00 80.00 60.00 40.00 20.00 0.00</p> <p>90.66 96.94 100.99</p> <p>島本町 類似団体平均北摂地域平均</p>	 <p>汚水処理原価</p> <p>(円/m³)</p> <p>160.00 140.00 120.00 100.00 80.00 60.00 40.00 20.00 0.00</p> <p>136.00 130.07 106.42</p> <p>島本町 類似団体平均北摂地域平均</p>
説明	<p>経費回収率は、汚水処理に係る費用がどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標です。数値が低いほど汚水処理に係る費用が、下水道使用料以外の収入で賄われていることを示しており、適切な下水道使用料収入の確保が必要なことを示しています。</p>	<p>汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理について、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。数値が高いほど処理を行うために多くの費用がかかっていることを示しており、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要であるといえます。</p>
算式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$
分析	<p>本町の下水道事業は 100%未満であり、類似団体平均および北摂地域平均と比較して低い（悪い）水準にあります。</p> <p>本町では、過去 30 年間に整備した管渠、施設が多数あることから減価償却費負担が大きく、下水道使用料だけでは賄いきれず、一般会計からの繰入金等で補っている状況であり、依然として独立採算には至っていない状況です。</p>	<p>類似団体平均及び北摂地域平均と比較すると高い（悪い）水準にあります。</p> <p>淀川右岸流域下水道において施設の長期的な改築が必要となっており、負担金の増額（令和 6 年度から年約 3,635 千円ずつ増額し、令和 10 年度以降は現行より年 18,177 千円増額）が見込まれています。また、本町の下水道施設や管渠に関する費用の増加のみならず、淀川右岸流域下水道への負担金の増額も今後下水道経営を圧迫する要因となってきます。</p>

<p>指標名と他団体比較</p>	 <table border="1"> <caption>水洗化率</caption> <thead> <tr> <th>比較対象</th> <th>水洗化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島本町</td> <td>98.52</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>96.34</td> </tr> <tr> <td>北摂地域平均</td> <td>99.20</td> </tr> </tbody> </table>	比較対象	水洗化率 (%)	島本町	98.52	類似団体平均	96.34	北摂地域平均	99.20
比較対象	水洗化率 (%)								
島本町	98.52								
類似団体平均	96.34								
北摂地域平均	99.20								
<p>説明</p>	<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表しています。</p>								
<p>算式</p>	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$								
<p>分析</p>	<p>本町の水洗化率は高く、類似団体平均および北摂地域と比較しても高い水準となっております。</p> <p>水洗化率は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいですが、新たに管渠を整備する費用もかかることから、費用対効果を検証しながら、水洗化率の向上を図っていく必要があります。</p>								

図表 2 - 2 4 施設設備の老朽化を表す指標

<p>指標名と他団体比較</p>	<p>有形固定資産減価償却率 (%)</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>値 (%)</th></tr> <tr><td>島本町</td><td>17.84</td></tr> <tr><td>類似団体平均</td><td>24.73</td></tr> <tr><td>北摂地域平均</td><td>38.21</td></tr> </table>	項目	値 (%)	島本町	17.84	類似団体平均	24.73	北摂地域平均	38.21	<p>管渠改善率 (%)</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>値 (%)</th></tr> <tr><td>島本町</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>類似団体平均</td><td>1.49</td></tr> <tr><td>北摂地域平均</td><td>0.24</td></tr> </table>	項目	値 (%)	島本町	0.00	類似団体平均	1.49	北摂地域平均	0.24
項目	値 (%)																	
島本町	17.84																	
類似団体平均	24.73																	
北摂地域平均	38.21																	
項目	値 (%)																	
島本町	0.00																	
類似団体平均	1.49																	
北摂地域平均	0.24																	
<p>説明</p>	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。数値が 100%に近いほど、保有している資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、計画的な施設の更新等の検討が必要なことを示しています。</p>	<p>下水道布設延長のうち、当該年度に更新された管渠延長の割合を示す指標で、管渠の更新投資の実施度合いを示しています。数値が高いほど老朽化した管渠の対策が実施できているといえます。</p>																
<p>算式</p>	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の取得価額}} \times 100$	$\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$																
<p>分析</p>	<p>本町において取得価額と減価償却累計額をそれぞれ総額で把握し計算した場合、有形固定資産減価償却率は 17.84%となり、類似団体平均および北摂地域平均と比較して低い数値となっています。これは本町の下水道事業が地方公営企業法を適用したのが令和元年度からであり、減価償却累計額が低いことによります。</p>	<p>本町の管渠は主に平成元(1989)年度以降に整備しており、布設後 50 年を経過した管渠が全体の 0.3%程度であり、管渠の大規模な老朽化対策を要する状況が生じていないことから、管渠改善率は 0%となっています。</p>																

## 7. 組織の状況

本町の下水道事業における組織体制は2課で構成され、令和6(2024)年度における職員数は全体で5名です。その内訳は、事務職員が2名、技術職員が3名となっています。

将来にわたって、ライフラインとして下水道を維持するためには、下水道に関する専門的な知識や経験を有する職員の確保が重要です。

そのためには、職員の定年退職等により、これまで積み上げられてきた知識や技術が途絶えてしまうことのないよう、職員間での共有化を図り、次世代へ継承していく必要があります。

図表2-25 下水道事業の組織

部・課名及び職員配置		主な業務
上下水道部	業務課 (1名)	下水道事業の予算及び決算、受益者負担金及び使用料、流域下水道の負担金の調整、水洗便所改造等に関すること
	工務課 (4名)	公共下水道の調査、設計、施行及び監督、維持管理、排水設備指定工事店の指導及び監督、流域下水道計画との調整等に関すること

(令和6(2024)年度時点)

図表2-26 年齢別職員構成表

項目	事務職員		技術職員		全体	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
55歳以上60歳未満	1	50.0	-	-	1	20.0
50歳以上55歳未満	-	-	1	33.3	1	20.0
45歳以上50歳未満	-	-	-	-	-	-
40歳以上45歳未満	-	-	-	-	-	-
35歳以上40歳未満	-	-	1	33.3	1	20.0
30歳以上35歳未満	1	50.0	-	-	1	20.0
25歳以上30歳未満	-	-	1	33.3	1	20.0
～25歳未満	-	-	-	-	-	-
合計	2	100.0	3	100.0	5	100.0
平均年齢	45.2歳		40.2歳		42.2歳	

(令和6(2024)年度時点)

# 第3章 経営の基本方針と経営健全化の取組

## 1. 経営の基本方針

---

本町の下水道は、市街化区域における汚水処理施設の整備、雨水排除による浸水対策や長寿命化計画に基づく改築・更新等を進めてきました。

一方で、ポンプ施設や管渠等の下水道施設の老朽化、近年増加傾向にある局地的な集中豪雨や地震等の大規模災害への対策等、下水道を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後、これらの課題を踏まえ、住民の皆様にも、安全で快適な下水道サービスを継続的かつ安定的に提供できるよう、以下の3点を基本方針として実施していきます。

### (1) 快適な生活環境の実現

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の未普及地区の早期解消に努めます。また、供用開始後3年以上経過した未接続世帯については、職員による個別訪問を定期的を実施し、さらなる水洗化率の向上に努めます。

### (2) 安全で安心な暮らしの実現

近年増加傾向にある局地的な集中豪雨等による浸水被害を解消するため、雨水ポンプ施設の増設や雨水幹線の整備等を計画的に実施し、さらなる雨水排水能力の向上を図り、住民の安全な暮らしを支えます。

### (3) 健全で持続可能な下水道事業の実現

老朽化が進んでいるポンプ施設や管渠等の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕や改築・更新を実施し、適切な維持管理に努めます。

令和元(2019)年4月から地方公営企業法を全部適用していますが、引き続き、経営成績(損益情報)や財政状態(ストック情報)等の経営状況の的確な把握や中長期の視点に基づく財政運営に努め、健全で安定した事業の経営を行います。

## 2. 経営健全化の取組

本町の下水道事業を持続的・安定的に事業運営し、安全で快適な下水道を提供していくためには、未普及地域の早期解消を図る一方で、既存施設の適正な維持管理が必要となります。これには多大な資金が必要になるため、「投資試算」（投資事業にかかる費用の見通し）だけでなく「財源試算」（国庫補助金、企業債等の財源の見通し）とのバランスが重要となります。

そのため、収入面では下水道使用料収入の確保等、支出面では工事費用や維持管理費用のコスト縮減等に努め、経営基盤の強化を図る必要があります。

また、災害や事故等の発生によりトイレが使用できなくなることや、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害、雨水排除機能の喪失による浸水被害等、住民の生命・財産に係る重大な事態を生じる恐れがあります。そのため、災害発生時に備えた取組も重要となります。

### (1) 下水道施設について

#### ① 管渠

管渠の総延長は、令和6(2024)年度末で約66kmとなっており、現在も整備中であることから、今後も整備に多額な費用を要することが予想されます。現在、耐用年数の50年を経過している管渠は全体の約0.3%ですが、供用開始から30年以上が経過しており、老朽化対策が今後の課題となっています。

なお、老朽化対策については、令和5(2023)年度に「下水道ストックマネジメント計画」の見直しを行っており、計画的に進めます。

#### ② ポンプ場

町内には、水無瀬川左岸地区の雨水及び汚水排除を目的とした山崎ポンプ場が1箇所あります。日々、適切な維持管理に努めていますが、供用開始から汚水が28年、雨水が36年経過し、経年による施設の劣化が進行している状況にあります。

山崎ポンプ場については、今後とも施設の現状を調査し、適切な維持管理に努めるとともに、令和5(2023)年度に「下水道ストックマネジメント計画」の見直し、長寿命化を含めた修繕や改築を計画的に進めます。

また、管渠整備に合わせて、雨水ポンプ施設の増設等、必要な性能を確保します。

## (2) 組織について

### ① 効率的な業務体制

今後も全庁的な取組の中で、引き続き効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

### ② 人材の確保・育成

これまで積み上げられてきた知識や技術が途絶えてしまうことがないように人材の確保・育成に努めるとともに、公益社団法人日本下水道協会等が主催する各種分野の研修会に積極的に参加し、先進的な管渠・施設の維持管理、災害対応等に関する新技術の習得に努めます。

## (3) その他の経営健全化に関する取組について

### ① 民間活用に関する事項

本町の下水道事業では、山崎ポンプ場のポンプ設備、機械電気設備のメンテナンスやマンホールポンプの機械電気設備のメンテナンス等を民間業者へ委託しています。今後も民間活用を継続しながら、事業運営のさらなる効率化と適正化を図っていきます。

### ② お客さまサービスの向上に関すること

現在、クレジットカードによる継続支払い、コンビニ収納、及びアプリ決済サービスを導入しています。今後も多様化するお客さまニーズの把握に努め、お客さまサービスの向上を目指します。

### ③ 下水道の広報に関する事項

下水道施設の多くは地下に埋設されているため、日頃は意識されにくい存在です。しかし、これからは下水道が担う役割や課題、魅力等を積極的に発信することで、住民の皆様に関心を持ってもらい、理解を得ながら持続可能な下水道事業の運営に努めていくことが重要と考えています。

また、マンホールカードの配布やデザインマンホール蓋の製作等の取組を行っており、今後も積極的な広報に努めるとともに、デザインマンホール蓋の有効活用についても検討します。

図表3-1 マンホールカード(表)写真



図表3-2 マンホールカード(裏)写真



#### ④ 広域化に関する事項

本町では、下水道事業の効率化と経営健全化を目指し、広域化の取り組みを進めています。大阪府域での広域化を検討するとともに、近隣市と施設の共同利用や管理一体化の調査・研究を実施しています。また、近隣事業者と定期的に広域化検討部会を開催し、情報共有や協議を重ねています。これらの取り組みにより、将来的な事業の持続性向上とコスト削減を図っています。

#### ⑤ 防災・安全対策に関する事項

本町では、防災及び安全対策の強化に向けて様々な取り組みを実施しています。危機管理室が中心となり、災害発生時にも行政サービスを継続できるようBCP事業継続化計画を整備しています。感染症対策としては、新型インフルエンザや新型コロナウイルスへの対応策を講じています。また、職員や関係者の防災意識向上と初動対応力強化のため、年1回の非常時消防訓練を実施しています。さらに、近隣事業者との間で災害時の相互連絡体制を整備し、情報共有や物資の融通が迅速に行える体制を構築しています。加えて、広域的な応援体制を整備し、大規模災害時にも円滑な支援や協力が可能となるよう備えています。これらの取り組みにより、町全体の防災力と安全性の向上を目指しています。

## 第4章 経営目標

本計画の策定にあたり、計画期間が終了する令和17(2035)年度までに、または継続的に達成すべき経営目標として、次の管理指標に対する目標を設定します。

### (1) 投資計画

図表4-1 投資計画の管理指標

下水道の施策	指標名	単位	望ましい方向性	現状	目標	目標
				令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)
未普及対策	下水道普及率	%	↑	96.9	99.0	99.6
浸水対策	雨水整備率	%	↑	27.2	27.7	40.0

### (2) 財政計画

図表4-2 財政計画の管理指標

指標名	単位	望ましい方向性	現状	目標	目標
			令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)
経常収支比率	%	↑	122.0	112.4	112.6
企業債残高対事業規模比率	%	↓	622.3	494.4	462.9
経費回収率	%	↑	90.7	82.2	82.2

# 第5章 投資・財政計画

## 1. 前回計画と実績の比較

---

前回経営戦略の投資・財政計画と実績がどのように推移しているかについて、次頁でしめしています。

### (1) 収益的収支

収入面については、料金収入が当初の計画よりも処理水量が増加したため上回っています。その他、他会計補助金は減少しているものの、長期前受金収入が増加しています。結果として、当初の計画を上回る収入金額となりました。

支出面については、企業債残高が当初の計画よりも減少した影響で、支払利息が減少しています。その他、人件費に著増減はなく、減価償却費は微増し、修繕費を中心に経費は減少となりました。結果として、当初の計画を下回る支出金額となりました。

### (2) 資本的収支

支出面については、当初の計画よりも建設改良費が大きく減少しています。また、企業債は減少させていく方針であることから、企業債償還金が増加しています。結果として、当初の計画を下回る支出金額となりました。

収入面については、建設改良費が大きく減少した影響もあり、国等の補助金や企業債を中心に、財源である各種収入も減少し、当初の計画を下回る収入金額となりました。

図表5-1 前回シミュレーションと実績の予実比較（収益的収支）

投資・財政計画（収益的収支）		◆前回経営戦略					◆実績					差異 実績-計画
		(単位:千円)					(単位:千円)					
区 分	年 度	令和2年度 (予算)	令和3年度 (将来予測)	令和4年度 (将来予測)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R2~R6
	収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	571,220	548,605	553,939	558,653	565,883	564,382	620,410	618,546	603,122	
(1) 料金収入		385,999	392,805	395,805	397,974	400,272	416,228	463,875	457,469	433,989	446,446	245,152
(2) 受託工事収益 (B)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) 雨水負担金		185,221	155,800	158,134	160,679	165,611	148,028	156,337	160,401	169,000	181,000	-10,679
(4) その他		—	—	—	—	—	126	198	676	133	178	1,311
2. 営業外収益		262,315	332,692	339,511	346,597	361,809	302,835	304,626	340,559	325,240	406,163	36,499
(1) 補助金		79,444	123,176	125,293	127,602	132,075	93,431	73,850	101,069	96,000	156,000	-67,240
他会計補助金		79,444	123,176	125,293	127,602	132,075	93,431	73,850	101,069	96,000	156,000	-67,240
その他補助金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2) 長期前受金戻入		179,338	197,744	202,446	207,223	217,961	201,152	210,248	215,405	218,935	218,785	59,813
(3) その他		3,533	11,772	11,772	11,772	11,772	8,252	20,528	24,085	10,305	31,378	43,927
収入計 (C)		833,535	881,297	893,450	905,250	927,692	867,217	925,036	959,105	928,362	1,033,787	272,283
収 益 的 支 出		1. 営業費用	712,502	751,164	762,967	775,428	803,634	725,584	726,057	756,984	801,446	790,789
	(1) 職員給与費	9,450	9,450	9,450	9,450	9,450	7,622	7,442	7,295	9,500	9,084	-6,307
	基本給	4,104	4,104	4,104	4,104	4,104	4,350	4,368	4,391	4,412	4,459	1,460
	退職給付費	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758	—	—	—	1,738	1,032	-6,020
	その他	3,588	3,588	3,588	3,588	3,588	3,272	3,074	2,904	3,350	3,593	-1,747
	(2) 経費	237,312	261,608	262,730	263,895	268,731	231,994	221,125	242,903	278,118	268,569	-51,567
	動力費	3,818	3,942	3,962	3,984	4,007	3,326	3,840	4,923	4,903	5,292	2,571
	修繕費	6,364	6,569	6,604	6,640	6,679	3,326	2,372	3,538	2,785	1,786	-19,049
	材料費	—	—	—	—	—	—	—	—	12	14	26
	その他	227,130	251,097	252,163	253,271	258,045	225,342	214,913	234,442	270,418	261,477	-35,114
	(3) 減価償却費	465,740	480,106	490,787	502,083	525,453	485,968	497,490	506,786	513,828	513,136	53,039
	2. 営業外費用	97,067	105,985	100,345	95,780	91,116	91,277	79,409	71,097	64,066	58,642	-125,802
	(1) 支払利息	96,957	105,985	100,345	95,780	91,116	89,410	77,742	68,467	61,478	55,521	-137,565
(2) その他	110	—	—	—	—	1,867	1,667	2,630	2,588	3,121	11,763	
支出計 (D)	809,569	857,149	863,311	871,208	894,750	816,861	805,466	828,081	865,512	849,431	-130,636	
経常損益 (C)-(D) (E)	23,966	24,147	30,139	34,042	32,942	50,356	119,570	131,024	62,850	184,356	402,920	
特別利益 (F)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特別損失 (G)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特別損益 (F)-(G) (H)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	23,966	24,147	30,139	34,042	32,942	50,356	119,570	131,024	62,850	184,356	402,920	

図表5-2 前回シミュレーションと実績の予実比較（資本的収支）

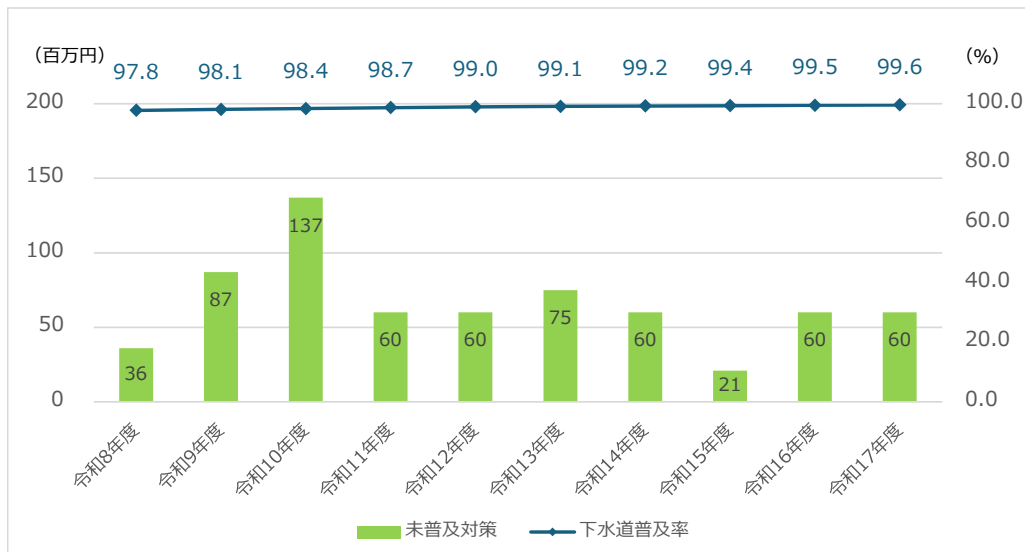
投資・財政計画(資本的収支)		◆シミュレーション(目標)					◆実績					差異 実績-計画
		(単位:千円)					(単位:千円)					
区 分	年 度	令和2年度 (予算)	令和3年度 (将来予測)	令和4年度 (将来予測)	令和5年度 (将来予測)	令和6年度 (将来予測)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R2~R6
	資本的 収入	1. 企業債	473,100	313,261	285,436	350,188	270,545	340,600	389,100	377,000	230,500	261,700
うち資本費平準化債		140,000	109,811	76,731	33,813	-	-	-	100,000	78,000	-	-182,355
2. 他会計出資金		160,335	156,024	153,690	151,145	146,213	183,541	204,813	163,530	170,000	103,000	57,477
3. 他会計補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他会計負担金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 他会計借入金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 国(都道府県)補助金		257,460	177,500	155,950	272,250	233,550	165,484	190,950	148,325	73,700	155,100	-363,151
7. 固定資産売却代金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 工事負担金		1,003	6,107	3,180	14,522	15,662	1,417	2,063	7,293	38,293	9,666	18,258
9. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (A)	891,898	652,892	598,256	788,105	665,970	691,042	786,926	696,148	512,493	529,466	-381,046	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
純計 (A)-(B) (C)	891,898	652,892	598,256	788,105	665,970	691,042	786,926	696,148	512,493	529,466	-381,046	
資本的 支出	1. 建設改良費	723,832	439,814	420,614	656,214	567,814	471,537	565,720	528,137	277,520	496,726	-468,648
	うち職員給与費	32,714	32,714	32,714	32,714	32,714	29,727	29,505	25,223	23,485	28,363	-27,267
	2. 企業債償還金	532,268	510,241	484,505	442,626	409,481	532,267	531,283	519,949	498,643	483,476	186,497
	3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	1,256,100	950,055	905,119	1,098,840	977,295	1,003,804	1,097,003	1,048,086	776,163	980,202	-282,151	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	364,202	297,163	306,864	310,735	311,325	312,762	310,077	351,938	263,670	450,736	98,894	
企業債残高 (H)	5,809,473	5,721,595	5,522,526	5,430,088	5,291,152	5,646,076	5,503,893	5,360,945	5,092,802	4,871,025	-1,300,093	

## 2. 投資計画

### (1) 下水道普及率向上の取組方針

未普及地区の桜井四丁目・五丁目等の汚水整備を計画的に進め、下水道普及率 99.6%以上を目指します。令和8（2026）年度から令和17(2035)年度の10年間の計画期間で、投資額は約5億7千万円が必要になると見込んでいます。

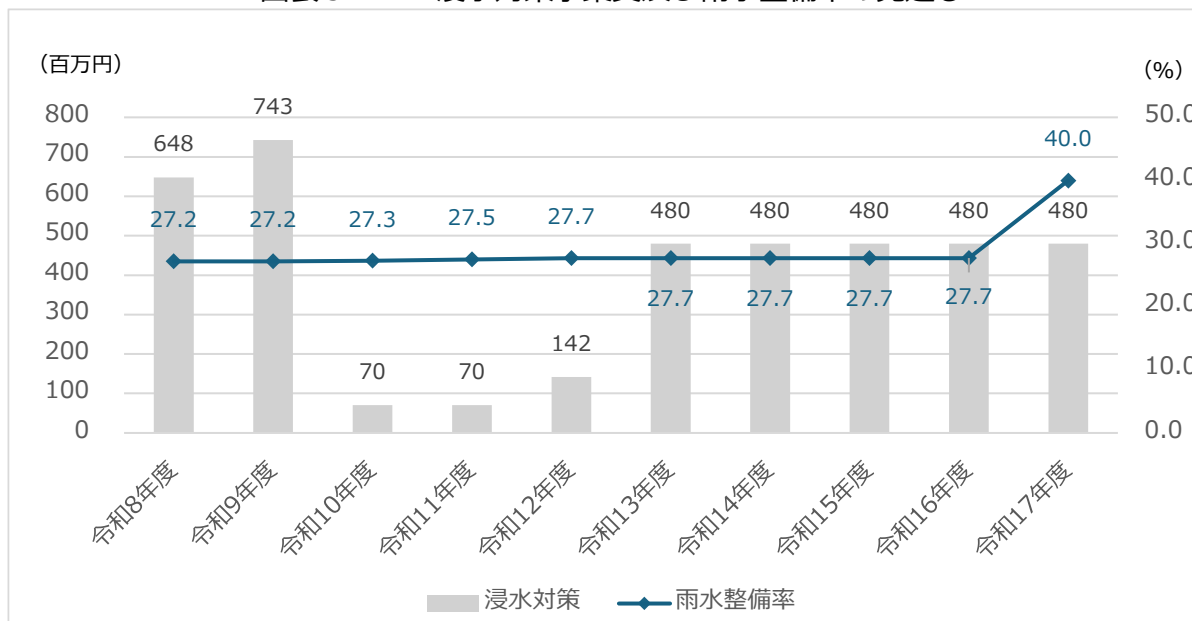
図表5-3 未普及対策事業費及び下水道普及率の見通し



### (2) 浸水対策の取組方針

山崎ポンプ場の雨水ポンプ施設の増設や雨水幹線等の整備を計画的に進め、雨水整備率28%以上を目指します。令和8（2026）年度から令和17(2035)年度の10年間で、投資額は約36億8千万円が必要になると見込んでいます。

図表 5 - 4 浸水対策事業費及び雨水整備率の見直し



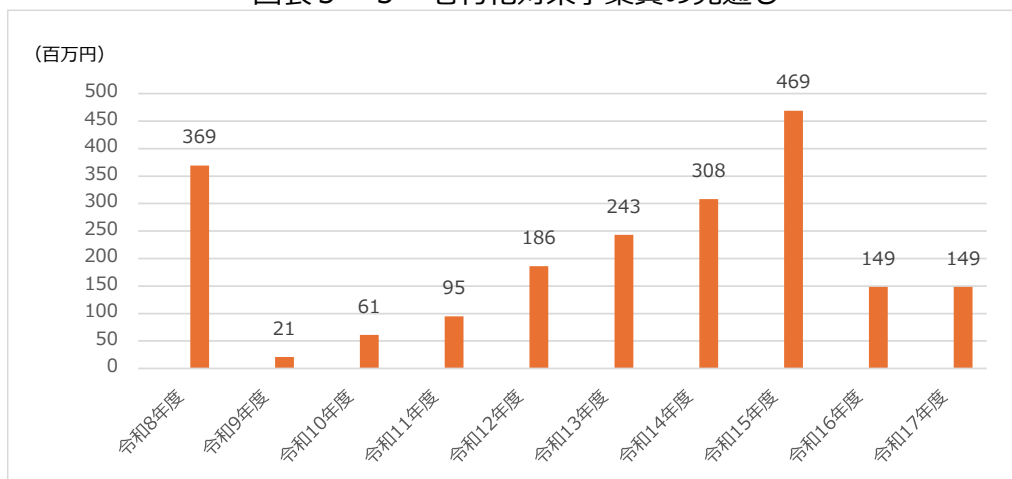
### (3) 老朽化対策の取組方針

令和 5(2023)年度に見直している「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した下水道施設の修繕・改築を計画的に進めます。

管渠については、老朽化したマンホール蓋の取替工事や汚水幹線の管更生工事等を進めます。また、山崎ポンプ場については、令和 8(2026)年度に工事の実施に必要な設計等を行い、令和 10(2028)年度から令和 12(2030)年度にかけてバイパスゲート及び沈砂池設備の更新工事を進めます。なお、令和 8(2026)年度以降は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度の 5 カ年におけるポンプ場設備等の平均投資額を概算で見込んでいます。

令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度の 10 年間で、投資額は約 21 億 9 千万円が必要になると見込んでいます。

図表 5 - 5 老朽化対策事業費の見通し



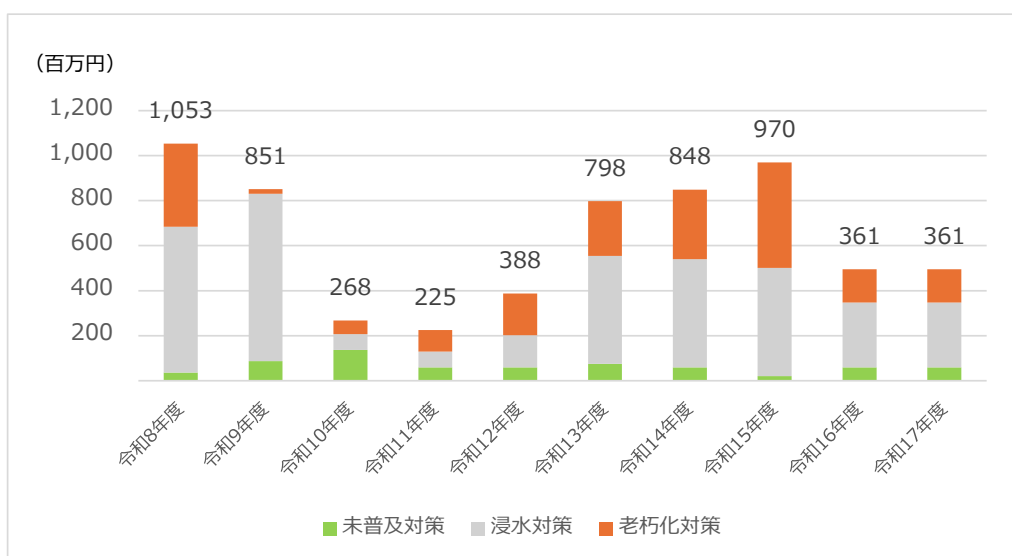
#### (4) 投資計画のまとめ

投資計画のまとめとして、令和 8（2026）年度から令和 17(2035) 年度までの 10 年間の施策とその概要を以下に示します。令和 8（2026）年度から令和 17(2035) 年度の 10 年間の計画期間で、投資額は約 53 億円が必要になると見込んでいます。

図表 5 - 6 今後 10 年間の投資計画のまとめ

施策	今後 10 年間の取組概要
下水道普及率向上	・ 未普及地区の汚水整備
浸水対策	・ 10 年確率降雨に対応した雨水整備
老朽化対策	・ 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、点検・調査と改築等の実施

図表 5 - 7 投資計画総事業費の見通し



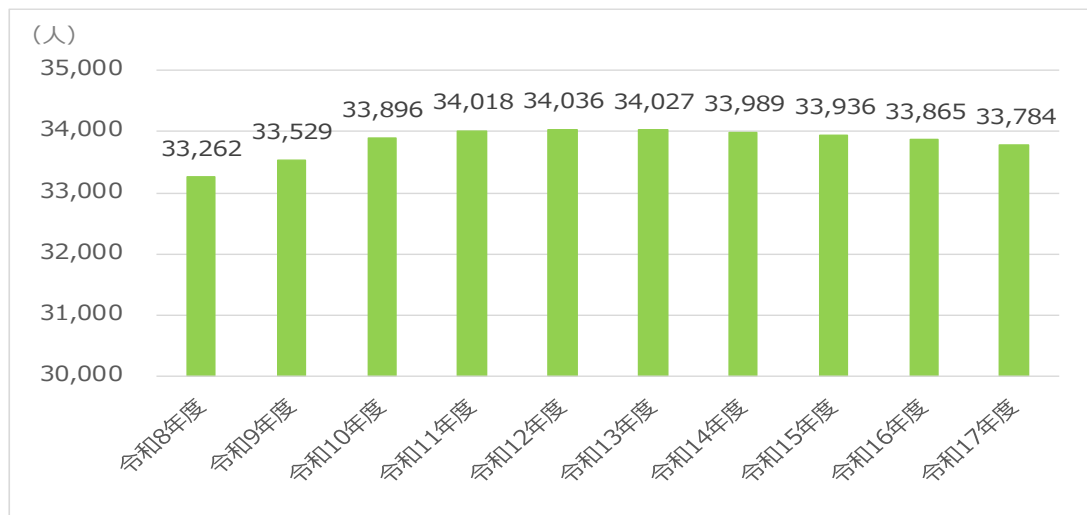
### 3. 財政計画

#### (1) 今後の下水道使用料

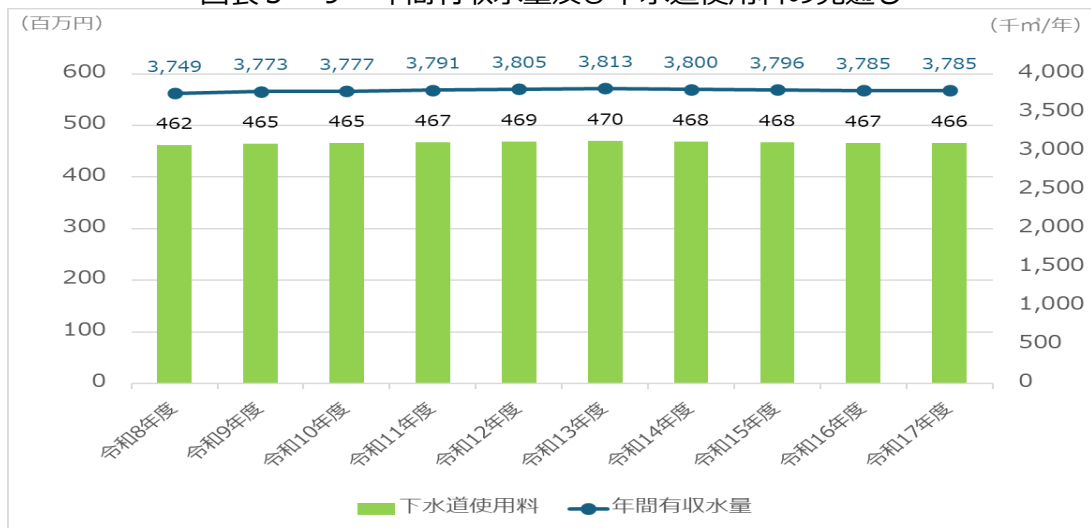
収入の根源となる下水道使用料については、「第五次島本町総合計画」による将来人口の推計及び過年度の年間有収水量の実績を基に、今後の下水道使用料収入を推計しています。

本町の行政人口は、令和元(2019)年度以降、住宅開発による人口増が見込まれ、令和12(2030)年度頃にピークを迎えたのち、減少傾向で推移していく見込みです。人口は減少傾向にあるものの、下水道普及率を向上させる取り組みを進めるため、年間有収水量は横ばいに推移し、それに伴い下水道使用料は大きく減少せず、令和17(2035)年度には約4億7千万円となる見込みです。

図表5-8 「第五次島本町総合計画」に基づく将来人口



図表5-9 年間有収水量及び下水道使用料の見通し



## (2) 今後の取組

### ① 適正な下水道使用料の検討

持続的、安定的な下水道経営に向けた財源を確保するために、これまで以上の経営の効率化と経費削減に取り組みながら、今後の事業環境に対応した適正な下水道使用料の水準とその体系のあり方について検討を行っていきます。

なお、総務省から発出されている「公営企業の経営に当たっての留意事項」（平成26(2014)年8月29日付け総財公第107号総務省自治財政局公営企業課長等通知）において、下水道事業が最低限行うべき経営努力として下水道使用料は3,000円/20m<sup>3</sup>を前提としていることに留意することとされています。

そのため、独立採算制の原則に基づき、効率的な維持管理及び建設投資と適正な使用量収入による運営が求められていることなどを踏まえ、計画期間内の目標を確保できるように努めます。

### ② 適正な財源の確保の検討

下水道事業における主な財源は、下水道使用料、国庫補助金、企業債及び一般会計繰入金です。下水道施設の改築・更新等に係る国庫補助金については「下水道ストックマネジメント計画」に基づき積極的に活用するとともに、経費区分を明確にしたうえで、一般会計が負担すべき経費は繰入金として適切に収入します。

## 4. 投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーション

### (1) 投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーションの前提条件

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間の財政収支シミュレーションを行うための前提条件を以下に示します。

図表5-10 収益的収支に関する前提条件

項目			前提条件	
収益的 収支	収入	営業 収益	下水道使用料	水洗化人口×一人あたり年間平均有収水量×使用料単価で算定
			受託工事収益	ゼロとして算定
			その他	雨水負担金のうち、維持管理費は過年度実績を基に、資本費は減価償却費に連動させて算定 雨水負担金以外は、過年度実績を基に算定
		営業外 収益	他会計補助金	過年度の実績を踏まえ算定 分流式下水道経費は、減価償却費連動により算定
			長期前受金戻入	収益化予定額により算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	支出	営業 費用	職員給与費	過年度実績に人件費上昇率を加味して算定
			減価償却費	法定耐用年数に基づく減価償却計算により算定 排水施設 50年、処理施設 20年、 ポンプ場施設等 15年、施設利用権 45年
			その他	過年度実績に物価上昇率(+2%)を加味して算定
		営業外 費用	支払利息	【既存発行分】 償還予定額×平均利率（過年度実績）で算定 【新規発行分】 元利均等返済、5年据置 25年償還で算定 発行利率は年2.1%で算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
			特別損益	現時点で明確に見込まれるもののみを反映

図表5-11 資本的収支に関する前提条件

項目		前提条件	
資本的収支	収入	企業債	投資計画に基づき算定
		他会計補助金	ゼロとして算定
		国（都道府県）補助金	投資計画に基づき算定
		工事負担金	投資計画に基づき算定
		その他	ゼロとして算定
	支出	建設改良費	投資計画に基づき算定
		企業債償還金	償還予定額に基づき算定
		その他	過年度の実績を踏まえ算定

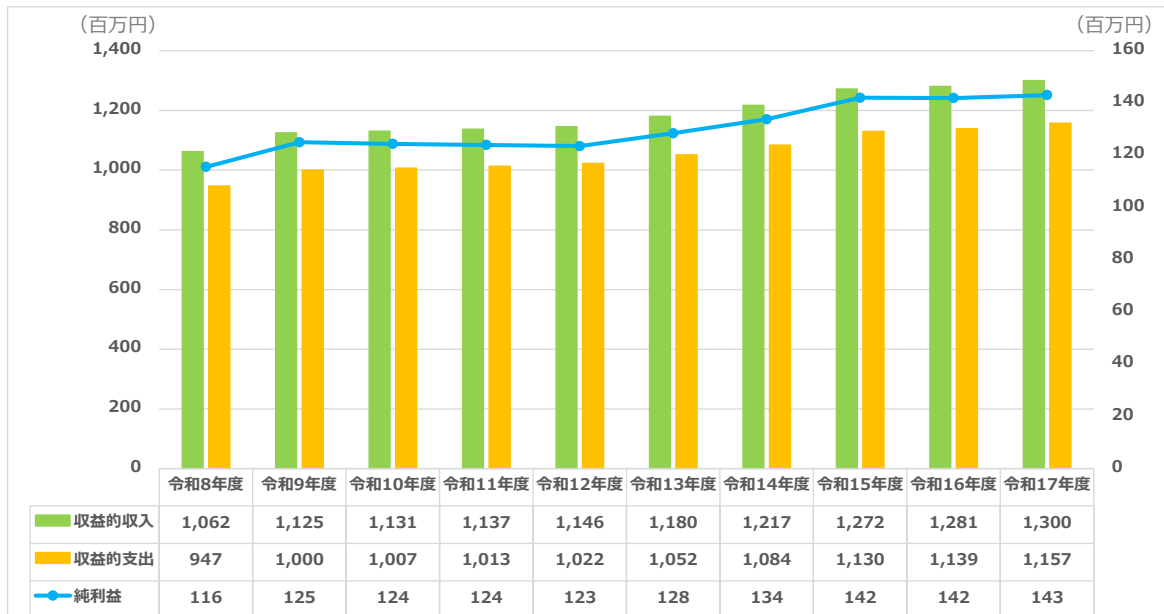
## （2）投資・財政計画に基づく財政収支シミュレーションの実施結果

投資・財政計画に基づき令和17(2035)年度までの財政収支シミュレーションを実施しました。

### ① 収益的収支の推移

収益的収支（下水道施設の維持管理に要する経費や企業債の利子償還等の支出と、その財源となる収入）の推移見込みを示します。

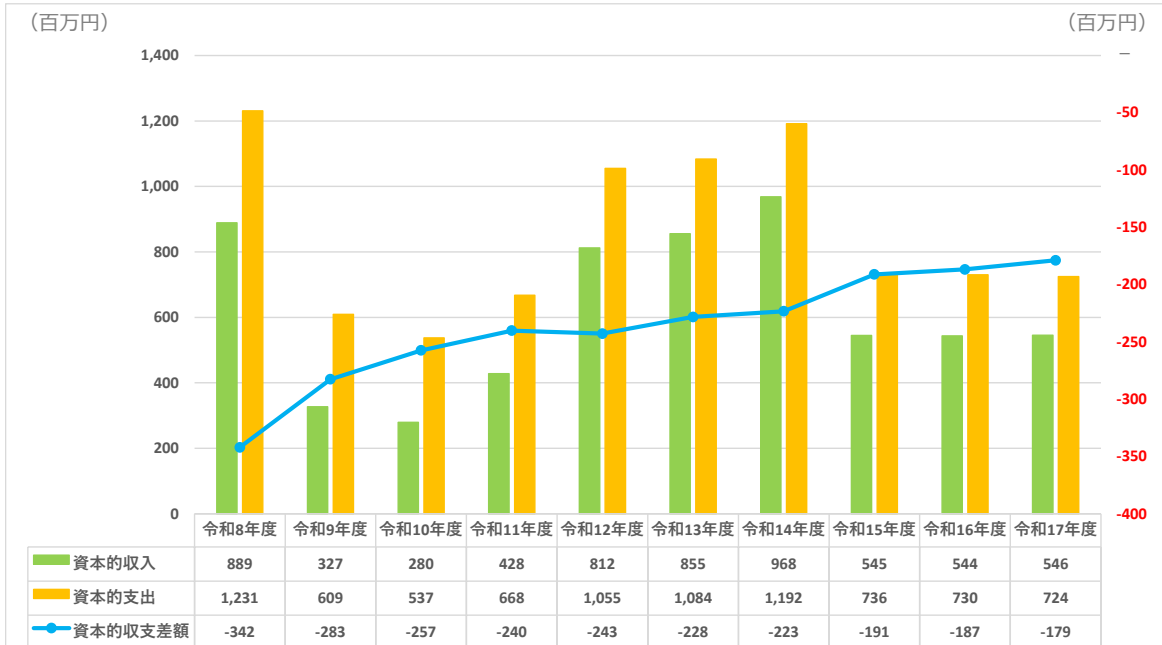
図表5-12 収益的収支の推移



## ② 資本的収支の推移

資本的収支（建設改良費や企業債の元金償還等の支出と、その財源となる収入）の推移見込みを示します。

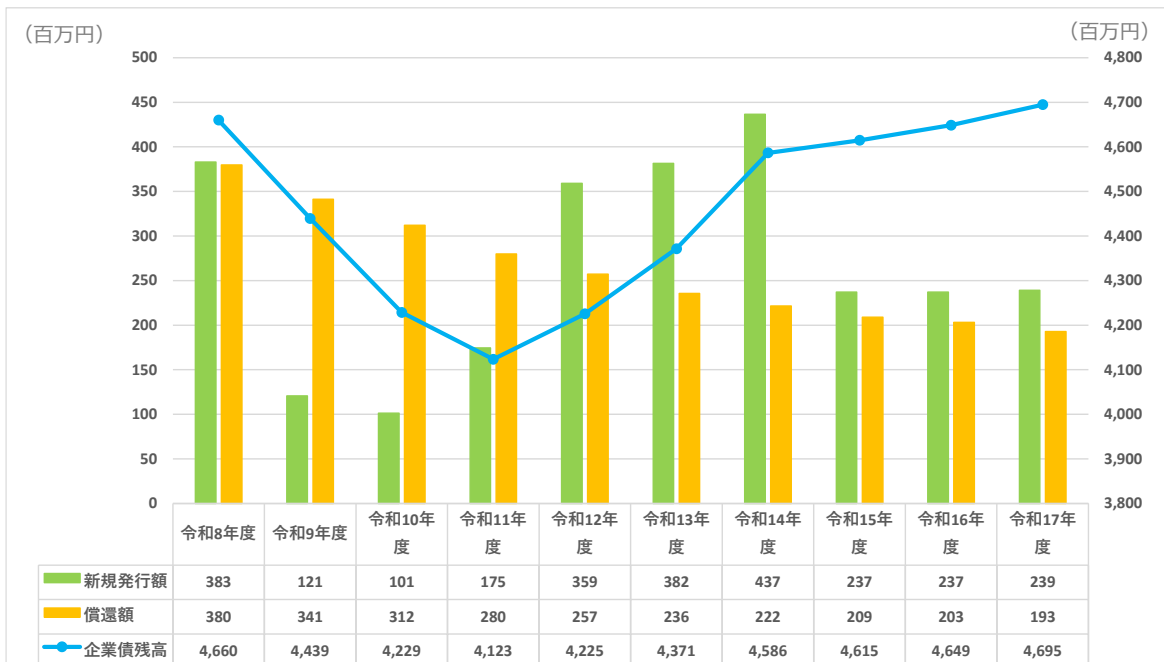
図表 5 - 13 資本的収支の推移



## ③ 企業債残高の見込み

企業債残高等の推移見込みを示します。

図表 5 - 14 企業債残高等の推移



#### ④ 財政収支シミュレーションの実施結果

財政収支シミュレーションの実施結果は次表のとおりです。

図表5-15 投資・財政計画（収益的収支）

投資・財政計画（収益的収支）

（単位：千円，％）

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
				（ 決 算 ）												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			627,624	639,945	647,095	662,011	672,977	676,093	679,337	681,923	685,251	689,999	697,084	698,019	
	(1) 料 金 収 入			446,446	460,290	462,009	465,002	465,458	467,189	468,924	469,945	468,395	467,810	466,509	466,485	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(3) そ の 他			181,178	179,654	185,086	197,009	207,519	208,904	210,413	211,978	216,855	222,189	230,575	231,534	
	2. 営 業 外 収 益			406,163	322,327	343,300	400,424	452,168	454,761	457,758	464,037	494,816	527,271	574,990	582,567	
	(1) 補 助 金			156,000	62,669	74,232	108,185	139,699	141,651	143,586	148,087	168,824	189,754	220,783	226,138	
	他 会 計 補 助 金			156,000	62,669	74,232	108,185	139,699	141,651	143,586	148,087	168,824	189,754	220,783	226,138	
	そ の 他 補 助 金			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			218,785	228,279	237,691	260,861	281,091	281,732	282,794	284,573	294,615	306,139	322,829	325,051	
	(3) そ の 他			31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378	31,378
	収 入 計 (C)			1,033,787	962,272	990,395	1,062,436	1,125,145	1,130,854	1,137,096	1,145,960	1,180,067	1,217,270	1,272,073	1,280,587	
	1. 営 業 費 用			790,789	804,508	828,416	880,378	926,237	932,690	939,693	946,942	968,504	992,049	1,028,789	1,033,462	
	(1) 職 員 給 与 費			9,084	9,186	9,288	9,392	9,497	9,603	9,710	9,819	9,929	10,040	10,152	10,265	
	基 本 給			4,459	4,509	4,559	4,610	4,662	4,714	4,767	4,820	4,874	4,928	4,983	5,039	
退 職 給 付 費			1,032	1,044	1,055	1,067	1,079	1,091	1,103	1,115	1,128	1,141	1,153	1,166		
そ の 他			3,593	3,633	3,674	3,715	3,756	3,798	3,841	3,884	3,927	3,971	4,015	4,060		
(2) 経 費			268,569	272,616	278,075	283,659	289,323	295,117	301,028	307,047	313,153	319,393	325,750	332,251		
動 力 費			5,292	5,470	5,599	5,746	5,866	6,004	6,145	6,280	6,383	6,502	6,613	6,745		
修 繕 費			1,786	1,822	1,858	1,895	1,933	1,972	2,011	2,052	2,093	2,134	2,177	2,221		
材 料 費			14	14	15	15	15	15	16	16	16	17	17	17		
そ の 他			261,477	265,311	270,604	276,003	281,509	287,126	292,856	298,700	304,660	310,740	316,942	323,268		
(3) 減 価 償 却 費			513,136	522,706	541,053	587,327	627,417	627,969	628,954	630,076	645,423	662,615	692,888	690,946		
2. 営 業 外 費 用			58,642	57,122	57,133	66,529	73,941	73,840	73,495	75,527	83,167	91,456	101,288	105,229		
(1) 支 払 利 息			55,521	54,001	54,012	63,408	70,820	70,719	70,374	72,406	80,046	88,335	98,167	102,108		
(2) そ の 他			3,121	3,121	3,121	3,121	3,121	3,121	3,121	3,121	3,121	3,121	3,121	3,121		
支 出 計 (D)			849,431	861,630	885,549	946,907	1,000,178	1,006,530	1,013,187	1,022,469	1,051,671	1,083,504	1,130,077	1,138,691		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			184,356	100,642	104,846	115,529	124,967	124,324	123,908	123,491	128,396	133,766	141,996	141,896		
特 別 利 益 (F)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
特 別 損 失 (G)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)			184,356	100,642	104,846	115,529	124,967	124,324	123,908	123,491	128,396	133,766	141,996	141,896		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			485,153	585,795	690,641	806,170	931,137	1,055,461	1,179,369	1,302,860	1,431,256	1,565,021	1,707,018	1,848,913		
流 動 資 産 (J)			959,955	995,267	1,060,063	1,196,042	1,394,228	1,614,943	1,859,712	2,119,415	2,406,148	2,714,378	3,056,397	3,398,517		
う ち 未 収 金			252,451	260,494	276,291	310,808	361,684	418,485	481,611	548,666	622,828	702,644	791,345	880,073		
流 動 負 債 (K)			900,764	812,173	724,492	651,744	596,274	535,468	492,469	451,449	424,925	400,919	390,359	370,860		
う ち 建 設 改 良 費 分			450,323	425,907	379,630	341,234	311,958	279,865	257,171	235,521	221,522	208,851	203,278	192,987		
う ち 一 時 借 入 金			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
う ち 未 払 金			445,232	381,057	339,653	305,301	279,107	250,394	230,089	210,720	198,194	186,858	181,872	172,665		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			627,624	639,945	647,095	662,011	672,977	676,093	679,337	681,923	685,251	689,999	697,084	698,019		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

図表5-16 投資・財政計画（資本的収支）

投資・財政計画（資本的収支）

（単位：千円）

年 度		令和6年度 （ 決 算 ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区 分														
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	261,700	188,039	473,850	382,950	120,600	101,250	174,600	359,100	381,600	436,500	237,150	237,150	
	うち 資本費平準化債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2. 他 会 計 出 資 金	103,000	95,072	89,918	80,148	72,041	65,861	59,085	54,294	49,723	46,768	44,093	42,916	
	3. 他 会 計 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	6. 国（都道府県）補助金	155,100	208,933	526,500	425,500	134,000	112,500	194,000	399,000	424,000	485,000	263,500	263,500	
	7. 固定資産売却代金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	8. 工 事 負 担 金	9,666	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	9. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計 (A)	529,466	492,044	1,090,268	888,598	326,641	279,611	427,685	812,394	855,323	968,268	544,743	543,566	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	純計 (A)-(B) (C)	529,466	492,044	1,090,268	888,598	326,641	279,611	427,685	812,394	855,323	968,268	544,743	543,566	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	496,726	417,865	1,053,000	851,000	268,000	225,000	388,000	798,000	848,000	970,000	527,000	527,000
		うち 職員給与費	28,363	28,680	29,001	29,325	29,652	29,984	30,319	30,658	31,001	31,347	31,697	32,052
		2. 企 業 債 償 還 金	483,476	450,321	425,907	379,630	341,234	311,958	279,865	257,171	235,521	221,522	208,851	203,278
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5. そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計 (D)	980,202	868,186	1,478,907	1,230,630	609,234	536,958	667,865	1,055,171	1,083,521	1,191,522	735,851	730,278		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	450,736	376,142	388,639	342,032	282,593	257,347	240,180	242,777	228,198	223,254	191,109	186,712		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	150,736	289,699	298,635	306,017	273,107	249,846	225,300	209,291	192,471	182,013	170,036	165,671	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	300,000	70,057	44,777	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4. そ の 他	—	16,387	45,227	36,016	9,486	7,501	14,880	33,486	35,727	41,241	21,073	21,041	
計 (F)	450,736	376,142	388,639	342,032	282,593	257,347	240,180	242,777	228,198	223,254	191,109	186,712		
補填財源不足額 (E)-(F)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
企 業 債 残 高 (H)	4,871,025	4,608,743	4,656,686	4,660,006	4,439,372	4,228,664	4,123,399	4,225,329	4,371,408	4,586,386	4,614,685	4,648,557		

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		令和6年度 （ 決 算 ）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		337,000	239,131	256,059	301,870	343,823	347,089	350,462	356,454	381,991	408,177	447,513	453,748
	うち 基準内繰入金	242,010	239,131	256,059	301,870	343,823	347,089	350,462	356,454	381,991	408,177	447,513	453,748
	うち 基準外繰入金	94,990	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資 本 的 収 支 分		103,000	95,072	89,918	80,148	72,041	65,861	59,085	54,294	49,723	46,768	44,093	42,916
	うち 基準内繰入金	101,823	95,072	89,918	80,148	72,041	65,861	59,085	54,294	49,723	46,768	44,093	42,916
	うち 基準外繰入金	1,177	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		440,000	334,203	345,976	382,017	415,864	412,950	409,548	410,748	431,714	454,945	491,606	496,664

### (3) 原価計算表

原価計算表は、使用料算定期間内における使用料水準が適切なものであるかを示すものであり、下表は令和8年度から令和12年度までの5年間を使用料算定期間として試算したものです。

また、資産維持費とは、将来の更新投資が取得時よりも施工環境の悪化や高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれるため、その増加分を料金で回収するために追加的に算定する費用になります。

物価高騰や老朽化した資産の更新投資等により、将来の収支は今後悪化していくことが予想されるため、経営健全化のための取組みを検討しながら、使用料改定の必要性について検討していきます。

図表5-17 原価計算表

原価計算表

処理区域内人口 31,316 人

計算期間 自R08年度 至R12年度

(5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使用料 (X)	千円 446,446	千円 465,717	千円	千円 465,717
受託工事収益	0	0		0
その他の	181,178	201,786		201,786
合計	627,624	666,793	0	666,793

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
職員給与費	9,084	9,498		9,498
動力費	5,292	5,872		5,872
修繕費	1,786	1,934		1,934
材料費	14	15		15
その他の	268,598	290,741	78,279	212,461
減価償却費	513,136	602,544	338,082	264,462
支払利息	55,521	65,867	38,964	26,903
小計	853,431	976,470	455,325	521,145
合計 (Y)	853,431	976,470	455,325	521,145

資産維持費 (Z)	38,500
使用料対象経費 (Y) + (Z)	559,645

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 83\%$

## 第6章 経営戦略の事後検証・更新等

### (1) 進行管理（モニタリング）

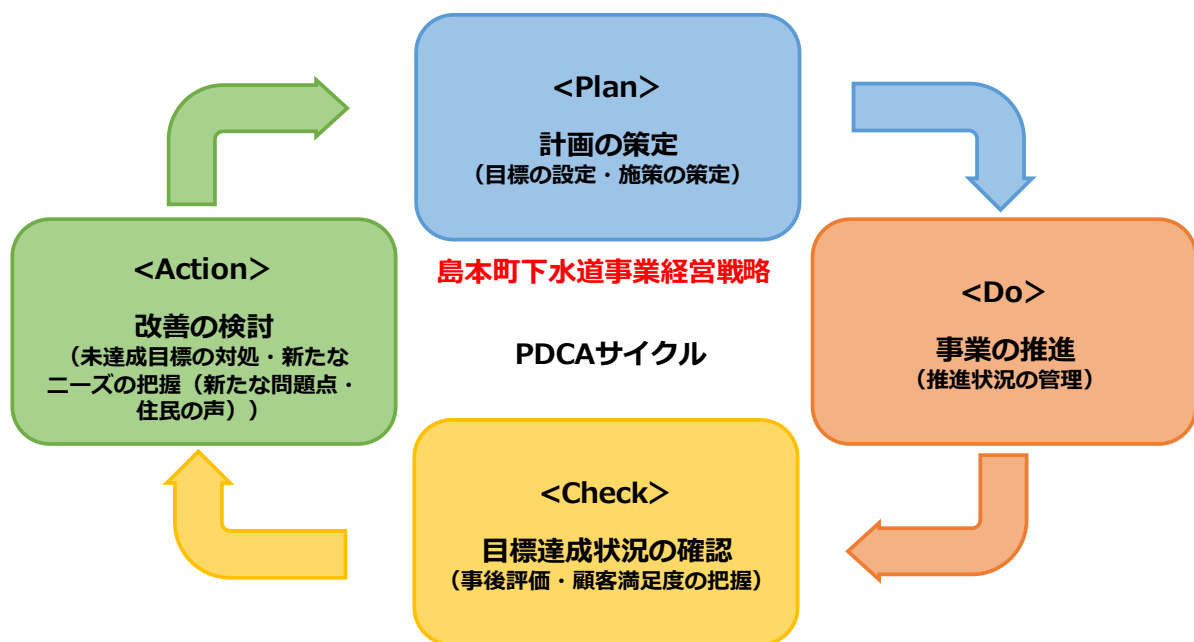
経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握し、進捗管理を行います。

また、経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画の策定（Plan）-計画の実施（Do）-目標達成状況の確認（Check）-改善策の検討（Action）」サイクルを実施します。

### (2) 見直し（ローリング）

経営戦略を、概ね5年ごとに既存の目標の達成状況の確認と未達事項に対する改善方針の検討、新たな目標の設定や見直しを進め、経営戦略の見直しについて検討します。

図表6-1 PDCAサイクル



### (3) 経費回収率向上に向けたロードマップ

経営戦略の計画期間が終了する令和 17(2035)年度までに、または継続的に達成すべき経営目標として、次の管理指標に対する目標を設定しています。

図表 6 - 2 目標指標

指標名	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
経常収支比率	122.0	100%以上	100%以上
経費回収率	90.7	80%以上	80%以上

#### ① 使用料の改定

近年の物価上昇及び安定した住民サービスを持続的に提供するために、使用料見直しの検討を行い、計画期間内は据え置くことにしました。将来の状況を踏まえ使用料改定の実施の必要性については、経費回収率が 80%を下回らないことを目標としているため、経費回収率が 80%以上を維持できるように必要に応じて使用料を改定する方針です。改定率を含む詳細な使用料改定については、検討実施時点の経営状況を踏まえて算定いたします。

図表 6 - 3 ロードマップ

年度	令和7年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
取組内容										
経営戦略計画期間	→									
経営指標の検証	→									
経費回収率					R12目標値 80%					R17目標値 80%
経常収支比率					R12目標値 100%					R17目標値 100%
使用料改定の検討			→					→		

## ② 普及率の向上

市街化調整区域内における桜井四丁目・五丁目地区等の未普及地区の汚水整備を計画的に進め、下水道普及率 99.6%以上を目指します。

## ③ 民間活用に関する事項

本町の下水道事業では、山崎ポンプ場のポンプ設備、機械電気設備のメンテナンスやマンホールポンプの機械電気設備のメンテナンス等を民間業者へ委託しています。今後も民間活用を継続しながら、事業運営のさらなる効率化と適正化を図っていきます。

# 参考資料（用語集）

【あ行】

## 維持管理負担金

流域下水道事業維持管理負担金は、下水道法第 31 条の 2 の規定に基づき、流域下水道を管理する府が、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町に対しその利益を受ける限度において負担させるもの。

## 一般会計繰入金

一般会計から下水道事業会計に収入する財源のこと。下水道事業会計（収入する側）から見ると繰入金、一般会計（支出する側）から見ると繰出金。

## 雨水

降る雨の水。雨が降ってたまった水。

## 雨水処理

浸水などの被害を防ぐために、雨水を管渠に集めて川や海へ流すことをいう。

## 汚水

家庭・会社・工場等のトイレやお風呂から排出される汚れた水のこと。工場や事業場から排出される工場排水などが含まれる。

【か行】

## 改築

機能低下した下水道施設に対して、対象施設の全部または一部の再建設あるいは取替えを行うことにより、機能を回復させること。施設を改築することで、所定の耐用年数が新たに確保される。

## 管渠

家庭や工場などから発生する汚水を下水処理場に送ったり、雨水を排除する機能をもつ。管渠の種類には、暗渠（上部が閉じた構造のもので、断面が円形や矩形のものなどがある。）及び開渠（水路のように、水面が大気に接している構造のものをいう。）がある。

## 管更生

老朽化した管渠の中に、新しい管渠を構築すること。

## 管路

管渠、マンホール、柵、取付管などの総称。

## 繰出基準

総務省から各地方公共団体へ通知される、基準内繰入金と基準外繰入金を区別するため

の基準のこと。

### **下水道施設**

管路施設、ポンプ施設、処理場施設に分類される。

### **下水道使用料**

汚水処理に必要な経費の一部として収集される料金のこと。

### **下水道ストックマネジメント計画**

目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

### **下水道普及率**

行政人口のうち、下水管渠が整備されており、下水道を利用できる人口の比率。

### **公共下水道（狭義）**

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

### **国庫補助金**

特定の施策を奨励するため、あるいは財政を援助するために国が地方公共団体に交付する資金。

## **【さ行】**

### **浸水**

大雨により地域や家屋などが水につかる現象のこと。

### **水洗化人口**

下水道の処理区域内で、公共下水道に接続して汚水処理している人口のこと。

### **資本費平準化債**

企業債の元金償還金の一部を後年度に繰り延べるための企業債元金償還金の償還期間と下水道施設の耐用年数が異なっているために発行が認められている。

### **処理区**

予定処理区を処理場の系統別に分割したもの。

### **処理区域内人口**

供用開始公示済区域内の人口のこと。

【た行】

### **地方公営企業法**

水道事業、下水道事業など地方公共団体の経営する企業（地方公営企業）の組織・財務・職員の身分について定めた法律。

### **企業債**

地方公共団体が資金の借入れによって負う一年を超える債務で、返済時に利子をつけて返済しなければならない借金。下水道施設の建設、改良等に要する経費に充てる下水道事業債や資本費平準化債などがある。

### **企業債残高**

企業債の年度末残高。

### **単独公共下水道**

公共下水道のうち、地方公共団体が終末処理場を有するもの。

### **特定環境保全公共下水道**

公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置されるもの。本町においては、「尺代地区特定環境保全公共下水道」が該当する。

### **長寿命化計画**

ストックマネジメントのうち、短期改築計画に該当し、計画的に予防保全を行い、個別施設を対象にライフサイクルコストの最小化を図るために、長寿命化（対象施設の一部の再建設あるいは取替えを行うこと）を含めた改築計画を策定するもの。

【な行】

### **内水ハザードマップ**

内水（一時的な大雨により、下水道や河川などに雨水を排水できないことにより、地表面に溜まった水）による浸水が想定される区域を示す地図。

### **認可区域内人口**

大阪府知事が認可した下水道法上の事業計画区域内の人口のこと。

【は行】

### **排水区**

下水道管理者が定める下水道の雨水計画において整備する対象区域であり、雨水を排除する施設の整備により浸水の排除を図る区域。

### **布設替え**

老朽化した管渠を改築する工法の一つ。地盤面を掘削するなどして、埋設されている既

設管と新管を入れ替えること。

### **分流式下水道**

汚水と雨水をそれぞれ別の管渠で排除する方式の下水道のこと。

### **ポンプ場**

下水などを揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備などを含む構造物。目的に応じて、排水ポンプ場・中継ポンプ場などがある。本町では、雨水ポンプ場、汚水中継ポンプ場がある。

## **【ま行】**

### **マンホールポンプ**

地形的に自然流下させることが困難な場合、又は自然流下方式では建設費が著しく増加する場合に、マンホール程度の大きさの中にポンプ設備を設け、汲み上げる施設のこと。

## **【や行】**

### **有収水量**

処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。

## **【ら行】**

### **ライフサイクルコスト**

下水道施設の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのこと。

### **流域関連公共下水道**

流末を流域下水道へ接続している公共下水道のこと。本町の場合、「淀川右岸流域下水道」へ接続していることから、流域関連公共下水道となる。

### **流域下水道**

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は原則として都道府県。本町の場合は、大阪府が事業主体である「淀川右岸流域下水道」へと接続しており、大阪府の下水道施設で汚水を処理している。

なお、「淀川右岸流域下水道」において、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市及び本町それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うため、「安威川、淀川右岸流域下水道協議会」を組織している。

### **類似団体**

総務省が取りまとめている経営比較分析表において類似団体区分が設定されている。本

町の下水道事業では、類似団体区分 Bb（処理区域内人口 3 万人以上 10 万人未満、処理区域内人口密度が類似の法適用団体）、及び、類似団体区分 D1（供用開始後年数別区分 30 年以上）である団体を対象としている。



## 島本町上下水道部

618-0011 大阪府三島郡島本町広瀬三丁目11番24号

TEL 業務課：(075) 962-6306

工務課：(075) 962-6308

FAX (075) 962-6307